

様式第1号(乙)(第2条関係)

収 支 報 告 書

令和5年4月8日

堺市議会議長 裏山 正利 様

議員氏名 木畑 匡



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,060,000	@255000円 × 12ヶ月 = 3,060,000円
2 その他	1,078,451	自己資金
収 入 合 計	4,138,451	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費相当額	備 考
調査研究費	2,000	2,000	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	18,480	18,480	
資料作成費	0	0	
資料購入費	102,119	102,119	
広報・広聴費	1,026,202	1,026,202	
人件費	1,348,851	1,000,000	
事務・事務所費	1,640,799	911,199	
支 出 合 計	4,138,451	3,060,000	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和 4 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 堺創志会・木畑 匡

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【資料購入費】 新聞等の購読	4/1～3/31	市政に関する調査研究の為、新聞、書籍等の購入・購読を行った。
【広報・広聴費】 市政報告書の配布	4/1～3/31	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため報告書を作成し配布した。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究・政策立案の補助業務の為、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所の賃貸	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため堺市中区深井沢町に事務所を設置した。
自動車のリース	4/1～3/31	市政に関する調査研究・広聴広報を行う移動手段としてトヨタ自動車より乗用車をリースした。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.4.1	1		4,200	-4,200	新聞購読料	読売新聞朝刊 R4/3月分			⑥	
R4.4.5	2		1,432	-5,632	宅急便	ポスティング業名 へ	「市政報告 Vol.133」		⑦	
R4.4.6	3		3,876	-9,508	ガソリン代	領収金額9,360 円のうち6,460円 充当			⑦	
R4.4.6	4		6,043	-15,551	電話料金	R4/3月分			⑨	
R4.4.8	5	765,000		749,449	政務活動費	4.5.6月分受入 れ	255,000×3＝ 765,000			
R4.4.11	6		70,000	679,449	事務所賃借料	R4/4月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.4.11	7		1,000	678,449	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブル コース利用料	R4/1月分		⑥	
R4.4.11	8		7,286	671,163	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.4.11	9		7,468	663,695	携帯電話料金	R4/2月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イ フドコサーチ(220円)、D払い(48,764円)、 iTunes(1,140円)利用料を除く「14,936 円」を按分		⑨	
R4.4.11	10		616	663,079	プロバイダー費	R4/2月分	携帯電話料金 (61,714円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R4.4.11	11		3,187	659,892	ウォーターサー バー費	アクアケールリース代@1100 アクアクラブ@1404×3本			⑦	
R4.4.11	12		898	658,994	Microsoft Office R3/12月分 Microsoft365Per sonal利用料				⑨	
R4.4.11	13		1,540	657,454	ZOOM US R4/1月分 Zoomミーティン グプロ利用料				④	
R4.4.11	14		670	656,784	高速料金	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.4.11	15		2,396	654,388	来客用飲料水代 お茶、ジュース				⑦	
R4.4.11	16		20,000	634,388	ポスティング費用 R3/9月分		「市政報告 Vol.129号」		⑦	
R4.4.11	17		4,000	630,388	ポスティング費用 R3/10月分		「市政報告 Vol.130号」		⑦	
R4.4.11	18		10,000	620,388	ポスティング費用 R3/12月分		「市政報告 Vol.131号」		⑦	
R4.4.11	19		20,000	600,388	ポスティング費用 R4/1月分		「市政報告 Vol.132号」		⑦	
R4.4.12	20		45,360	555,028	複合機リース料 R4/4～6月分		政治団体との按 分の為		⑨	
R4.4.12	21		18,920	536,108	ポスティング費用「市政報告 Vol.133号」				⑦	
R4.4.15	22		463	535,645	トイレ洗剤(トイレ マジックリン、 ルックまめピカ)				⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.4.18	23		5,443	530,202	郵便代	84円×81通	「市政報告 Vol.133」		⑦	
R4.4.18	24		33,611	496,591	市輛リース代	R4/4月分			⑨	
R4.4.26	25		912	495,679	来客用飲料水代:珈琲、紅茶、レジ 袋				⑦	
R4.4.28	26		10,000	485,679	ポスティング費用 R4/4月分		「市政報告 Vol.133号」		⑦	
R4.4.28	27		63,690	421,989	人件費	R4/4月分			⑧	
R4.4.30	28		54,000	367,989	人件費	R4/4月分			⑧	
月計		765,000	397,011	367,989						
累計		765,000	397,011	367,989						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.5.2	29		4,200	363,789	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/4月分			⑥	
R4.5.2	30		2,140	361,649	インターネットホ スティングサービ ス料	R4/4月分			⑨	
R4.5.2	31		78	361,571	インターネットF AX料	R4/4月分			⑨	
R4.5.6	32		4,200	357,371	新聞購読料	読売新聞朝刊 R4/4月分			⑥	
R4.5.10	33		70,000	287,371	事務所賃借料	R4/5月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.5.10	34		1,000	286,371	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/2月分		⑥	
R4.5.10	35		7,165	279,206	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.5.10	36		4,853	274,353	携帯電話料金	R4/3月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イ マコサーチ(220円)、ディズニープラス(990 円)、D払い(36,072円)、iTunes(10,690 円)利用料を除く(9,707円)を按分		⑨	
R4.5.10	37		616	273,737	プロバイダー費	R4/3月分	携帯電話料金 (58,009)を除く 「880円」を按分		⑨	
R4.5.10	38		660	273,077	ウォーターサー バー費	アタクレールリース代 @1100			⑦	
R4.5.10	39		898	272,179	Microsoft Office R4/1月分 Microsoft 365 Per sonal利用料				⑨	
R4.5.10	40		1,540	270,639	ZOOM US Zoomミーティン グプロ利用料	R4/2月分			④	
R4.5.10	41		8,351	262,288	事務所火災保険 料	R4/5/31～ R5/5/31			⑨	
R4.5.10	42		5,742	256,546	電話料金	R4/3月分			⑨	
R4.5.13	43		225	256,321	郵便代	94円×3通	「市政報告 Vol.133」		⑦	
R4.5.17	44		33,611	222,710	車輛リース代	R4/5月分			⑨	
R4.5.19	45		134	222,576	郵便代	84円×2通	「市政報告 Vol.133」		⑦	
R4.5.19	46		1,471	221,105	複合機トータル サービス料金	R4/3月分			⑨	
R4.5.23	47		846	220,259	来客用飲料水代 お茶				⑦	
R4.5.26	48		2,083	218,176	蛍光灯、時計用 電池				⑨	
R4.5.26	49		2,140	216,036	インターネットホ スティングサービ ス料	R4/5月分			⑨	
R4.5.26	50		11,686	204,350	インターネットF AX料	R4/5月分			⑨	
R4.5.27	51		4,200	200,150	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/5月分			⑥	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.5.28	52		42,000	158,150	人件費	R4/5月分			⑧	
R4.5.30	53		41,580	116,570	人件費	R4/5月分			⑧	
R4.5.30	54		1,200	115,370	ガソリン代				⑦	
R4.5.31	55		434	114,936	トイレトペーパー、ティッシュ				⑨	
R4.5.31	56		1,967	112,969	複合機トータルサービス料金	R4/4月分			⑨	
月計		0	255,020	-255,020						
累計		765,000	652,031	112,969						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.6.1	57		155	112,814	郵便代	94円×1通 ゆうパック袋(小)	「市政報告 Vol.133」		⑦	
R4.6.1	58		568	112,246	郵便代	ゆうパック送料	「市政報告 Vol.133」		⑦	
R4.6.2	59		1,800	110,446	ガソリン代				⑦	
R4.6.6	60		4,200	106,246	新聞購読料	読売新聞朝刊 R4/5月分			⑥	
R4.6.8	61		880	105,366	ティッシュ、トイレ 消臭剤、台所洗 剤、レジ袋				⑨	
R4.6.10	62		70,000	35,366	事務所賃借料	R4/6月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.6.10	63		1,000	34,366	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/3月分		⑥	
R4.6.10	64		8,184	26,182	携帯電話料金	R4/4月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イ マコサーチ(220円)、ディスニープラス(990 円)、D払い(49,035円)、iTunes(890円) 利用料を除く「16,368円」を按分		⑨	
R4.6.10	65		616	25,566	プロバイダー費	R4/4月分	携帯電話料金 (67,833)を除く 「880円」を按分		⑨	
R4.6.10	66		3,187	22,379	ウォーターサー バー費	アタクレールリス代 @1100 アタクララボトル @140円×3本			⑦	
R4.6.10	67		3,600	18,779	ガソリン代				⑦	
R4.6.10	68		898	17,881	Microsoft Office R4/2月分 Microsoft365Per sonal利用料				⑨	
R4.6.10	69		1,540	16,341	ZOOM US Zoomミーティン グプロ利用料	R4/3月分			④	
R4.6.11	70		3,436	12,905	来客用飲料水代 お茶				⑦	
R4.6.17	71		33,611	-20,706	車輛リース代	R4/6月分			⑨	
R4.6.19	72		5,830	-26,536	電話料金	R4/5月分			⑨	
R4.6.21	73		22,264	-48,800	コピー用紙代	市政報告用			⑦	
R4.6.27	74		221	-49,021	ゴミ袋				⑨	
R4.6.29	75		4,200	-53,221	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/6月分			⑥	
R4.6.29	76		64,515	-117,736	人件費	R4/6月分			⑧	
R4.6.30	77		54,000	-171,736	人件費	R4/6月分			⑧	
R4.6.30	78		2,195	-173,931	複合機トータル サービス料金	R4/5月分			⑨	
月計		0	286,900	-286,900						

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
累計		765,000	938,931	-173,931						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.7.1	79		423	-174,354	事務所合鍵代				⑨	
R4.7.1	80		1,800	-176,154	ガソリン代				⑦	
R4.7.3	81		2,140	-178,294	インターネットホ スティングサービ ス料	R4/6月分			⑨	
R4.7.3	82		79	-178,373	インターネットF AX料	R4/6月分			⑨	
R4.7.5	83		3,000	-181,373	ガソリン代				⑦	
R4.7.8	84		343	-181,716	来客用飲料水代 珈琲		領収金額1,883 円のうち429円充 当		⑦	
R4.7.8	85		1,017	-182,733	芳香剤・台所洗 剤・トイレ洗剤・ト イレ消臭剤・ハン ドソープ・消毒液		領収金額1,883 円のうち1,454円 充当		⑨	
R4.7.8	86	765,000		582,267	政務活動費	7.8.9月分受入 れ	255,000×3= 765,000			
R4.7.11	87		70,000	512,267	事務所賃借料	R4/6月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.7.11	88		1,000	511,267	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/4月分		⑥	
R4.7.11	89		7,115	504,152	携帯電話料金	R4/5月分	spモード(330円)、ア ロバイダー(880円)、 イマドコサーチ(220 円)、ディズニープラス		⑨	
R4.7.11	90		616	503,536	プロバイダー費	R4/5月分	携帯電話料金 (65,530)を除く 「880円」を按分		⑨	
R4.7.11	91		660	502,876	ウォーターサー バー費	アタクレールリス代 @1100			⑦	
R4.7.11	92		2,989	499,887	ガソリン代				⑦	
R4.7.11	93		898	498,989	Microsoft Office・R4/3月分 Microsoft365Per sonal利用料				⑨	
R4.7.11	94		1,540	497,449	ZOOM US Zoomミーティン グプロ利用料	R4/4月分			④	
R4.7.12	95		45,360	452,089	複合機リース料	R4/7～9月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.7.15	96		15,300	436,789	人件費・交通費	R4/7月分			⑧	
R4.7.15	97		6,512	430,277	電話料金	R4/7月分			⑨	
R4.7.23	98		1,000	429,277	駐車料金	連合大阪との政 策懇談会の為に 利用	行き先:ヴィアー レ大阪		⑦	
R4.7.25	99		4,200	425,077	新聞購読料	読売新聞朝刊 R4/6月分			⑥	
R4.7.28	100		4,200	420,877	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/7月分			⑥	
R4.7.28	101		2,140	418,737	インターネットホ スティングサービ ス料	R4/7月分			⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.7.28	102		5,740	412,997	インターネットF AX料	R4/7月分			⑨	
R4.7.30	103		54,000	358,997	人件費	R4/7月分			⑧	
月計		765,000	232,072	532,928						
累計		1,530,000	1,171,003	358,997						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.8.1	104		248	358,749	郵便代	310円×1通	「市政報告 Vol.133」		⑦	
R4.8.1	105		4,492	354,257	複合機トータル サービス料金	R4/6月分			⑨	
R4.8.2	106		33,611	320,646	車輛リース代	R4/7月分	リース代 ¥56,019-を按 分(差額は延滞 利息のみ支出)		⑨	
R4.8.3	107		4,200	316,446	新聞購読料	読売新聞朝刊 R4/7月分			⑥	
R4.8.6	108		3,000	313,446	ガソリン代				⑦	
R4.8.10	109		1,000	312,446	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/5月分		⑥	
R4.8.10	110		7,284	305,162	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.8.10	111		8,699	296,463	携帯電話料金	R4/6月分	spモード(330円)、フ ロバイダー(880円)、 イマドコサーチ(220 円)、ディスプレイス		⑨	
R4.8.10	112		616	295,847	プロバイダー費	R4/6月分	携帯電話料金 (61,418円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R4.8.10	113		3,187	292,660	ウォーターサー バー費	アクアケールリース代 @1100 アクアクラブホル @1404×3本			⑦	
R4.8.10	114		898	291,762	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R4/4月分			⑨	
R4.8.10	115		1,540	290,222	ZOOM US Zoomミーティン グプロ利用料	R4/5月分			④	
R4.8.10	116		40,770	249,452	人件費・交通費	R4/7月分			⑧	
R4.8.10	117		2,032	247,420	宅急便	ポストティング業者 へ	「市政報告 Vol.134」		⑦	
R4.8.10	118		70,000	177,420	事務所賃借料	R4/7月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.8.18	119		432	176,988	来客用飲料水代・珈琲				⑦	
R4.8.22	120		6,024	170,964	電話料金	R4/7月分			⑨	
R4.8.22	121		4,835	166,129	インターネットホ スティングサービ ス料	R4/8月分			⑨	
R4.8.22	122		79	166,050	インターネットF AX料	R4/8月分			⑨	
R4.8.23	123		2,000	164,050	日本自治創造学 会	R4年度年会費			①	
R4.8.23	124		5,241	158,809	郵便代	84円×78通	「市政報告 Vol.133」		⑦	
R4.8.25	125		4,200	154,609	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/8月分			⑥	
R4.8.26	126		1,106	153,503	トイレトペー パー、トイレ消臭 剤、トイレ洗剤、 消臭剤				⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.8.27	127		36,000	117,503	人件費	R4/8月分			⑧	
R4.8.31	128		5,023	112,480	複合機トータル サービス料金	R4/7月分			⑨	
月計		0	246,517	-246,517						
累計		1,530,000	1,417,520	112,480						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.9.2	129		33,611	78,869	車輛リース代	R4/8月分	リース代 ¥56,019-を按 分(差額は延滞 利息の為支出)		⑨	
R4.9.6	130		5,945	72,924	電話料金	R4/8月分			⑨	
R4.9.12	131		70,000	2,924	事務所賃借料	R4/8月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.9.12	132		1,000	1,924	新聞購読料	朝日新聞デジ タルサービスダ ブルコース利用料	R4/6月分		⑥	
R4.9.12	133		7,372	-5,448	携帯電話料金	R4/7月分	spモード(330円)、フ ロバイダー(880円)、 イマコサーチ(220 円)、ディズニープラス		⑨	
R4.9.12	134		616	-6,064	プロバイダー費	R4/7月分	携帯電話料金 (63,038円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R4.9.12	135		660	-6,724	ウォーターサー バー費	アクアレルリース代 @1100			⑦	
R4.9.12	136		7,318	-14,042	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.9.12	137		898	-14,940	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R4/5月分			⑨	
R4.9.12	138		1,540	-16,480	ZOOM US Zoomミーティ ング利用料	R4/6月分			④	
R4.9.12	139		820	-17,300	高速料金	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.9.15	140		45,420	-62,720	人件費・交通費	R4/8月分			⑧	
R4.9.16	141		522	-63,242	来客用飲料水代	珈琲・レジ袋			⑦	
R4.9.20	142		33,611	-96,853	車輛リース代	R4/9月分			⑨	
R4.9.21	143		4,200	-101,053	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/9月分			⑥	
R4.9.26	144		1,040	-102,093	来客用飲料水代	お茶・レジ袋			⑦	
R4.9.29	145		54,000	-156,093	人件費	R4/9月分			⑧	
R4.9.30	146		3,389	-159,482	複合機トータル サービス料金	R4/8月分			⑨	
月計		0	271,962	-271,962						
累計		1,530,000	1,689,482	-159,482						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.10.1	147		12,566	-172,048	郵便代	84円×187通	「市政報告 Vol.135」		⑦	
R4.10.6	148		2,140	-174,188	インターネットホ スティングサービ ス料	R4'9月分			⑨	
R4.10.6	149		3,698	-177,886	インターネットF AX料	R4'9月分			⑨	
R4.10.7	150	765,000		587,114	政務活動費	10.11.12月分受 入れ	255000×3= 765000			
R4.10.7	151		10,000	577,114	ポスティング費用	R4'9月分	「市政報告 Vol.134号」		⑦	
R4.10.7	152		4,675	572,439	名刺印刷代				⑦	
R4.10.7	153		18,920	553,519	ポスティング費用	「市政報告 Vol.134号」			⑦	
R4.10.8	154		6,241	547,278	電話料金	R4'9月分	電報料(5,690+5,690×10%(¥569) =6,259円)を除く「8,916円を按 分」		⑨	
R4.10.11	155		70,000	477,278	事務所賃借料	R4'10月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.10.11	156		1,000	476,278	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4'7月分		⑥	
R4.10.11	157		2,178	474,100	書籍代	「大衆明治史 上巻」			⑥	
R4.10.11	158		7,671	466,429	携帯電話料金	R4'8月分	spモート(330円)、プロバ イダー(880円)、イ マドコサーチ(220円)、デ ィスニープラス(990 円)、D払い(49,030円)、i Tunes(890円) 利用料を除く「15,343円を按分		⑨	
R4.10.11	159		616	465,813	プロバイダー費	R4'8月分	携帯電話料金(63,038円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R4.10.11	160		660	465,153	ウォーターサー バー費	アタケールリース代 @1100			⑦	
R4.10.11	161		10,566	454,587	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.10.11	162		898	453,689	Microsoft Office Microsoft 365 Per sonal利用料	R4'6月分			⑨	
R4.10.11	163		1,540	452,149	ZOOM US Zoomミーティン グプロ利用料	R4'7月分			④	
R4.10.11	164		320	451,829	高速料金	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.10.11	165		33,880	417,949	封筒印刷代	長形3号 5,000 枚			⑨	
R4.10.11	166		30,075	387,874	用紙代	市政報告用			⑦	
R4.10.11	167		2,373	385,501	コピー用紙代		政治団体との按 分の為		⑨	
R4.10.11	168		13,937	371,564	ラベル代		政治団体との按 分の為		⑨	
R4.10.11	169		11,550	360,014	輪転機トナー代				⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項H	その他
R4.10.11	170		45,360	314,654	複合機リース料	R4/10～12月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.10.12	171		1,089	313,565	「連合」購読料	R4/12～R5/3月 分			⑥	
R4.10.15	172		46,620	266,945	人件費・交通費	R4 9月分			⑧	
R4.10.17	173		1,386	265,559	手帳代				⑨	
R4.10.17	174		33,611	231,948	車輛リース代	R4/10月分			⑨	
R4.10.27	175		4,200	227,748	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/10月分			⑥	
R4.10.29	176		48,000	179,748	人件費	R4/10月分			⑧	
R4.10.30	177		1,223	178,525	来客用飲料水代 お茶				⑨	
R4.10.31	178		2,319	176,206	複合機トータル サービス料金	R4・9月分			⑨	
月計		765,000	429,312	335,688						
累計		2,295,000	2,118,794	176,206						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.11.2	179		800	175,406	おおさかヒューマ ンライツ2022年 度学習会				⑦	
R4.11.2	180		2,140	173,266	インターネットホ スティングサービ ス料	R4/10月分			⑨	
R4.11.2	181		14,882	158,384	インターネットF AX料	R4/10月分			⑨	
R4.11.9	182		1,383	157,001	トイレトペーパー・トイレ消臭剤・ 芳香剤・台所洗剤・トイレ洗剤		領収金額2,674 円のうち1,977円 充当		⑨	
R4.11.9	183		557	156,444	来客用飲料水代 珈琲		領収金額2,674 円のうち697円充 当		⑨	
R4.11.10	184		70,000	86,444	事務所賃借料	R4/11月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.11.10	185		1,000	85,444	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/8月分		⑥	
R4.11.10	186		7,285	78,159	携帯電話料金	R4/9月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イ マドコサーチ(220円)、ディズニープラス(990 円)、D払い(46,807円)、iTunes(2,414 円)利用料を除く「14,240円」を按分		⑨	
R4.11.10	187		385	77,774	プロバイダー費	R4/9月分	携帯電話料金(65,331円)を除く 「550円」を按分		⑨	
R4.11.10	188		3,648	74,126	ガソリン代				⑦	
R4.11.10	189		3,187	70,939	ウォーターサー バー費	アクアクレールリース代@1100 アクアクラボトル@1404×3本			⑦	
R4.11.10	190		898	70,041	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R4/7月分			⑨	
R4.11.10	191		1,540	68,501	ZOOM US Zoomミーティン グプロ利用料	R4/8月分			④	
R4.11.10	192		44,910	23,591	人件費・交通費	R4/10月分			⑧	
R4.11.16	193		5,810	17,781	電話料金	R4/10月分			⑨	
R4.11.17	194		33,611	-15,830	車輛リース代	R4/11月分			⑨	
R4.11.22	195		660	-16,490	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先: 泉ヶ丘駅		⑦	
R4.11.23	196		3,600	-20,090	ガソリン代				⑦	
R4.11.24	197		4,200	-24,290	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/11月分			⑥	
R4.11.24	198		200	-24,490	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先: 北野田 駅		⑦	
R4.11.24	199		200	-24,690	駐車料金(ボラン ティア分)	駅前市政報告の 為に利用	行き先: 北野田 駅		⑦	
R4.11.26	200		48,000	-72,690	人件費	R4.11月分			⑧	
R4.11.30	201		4,305	-76,995	複合機トータル サービス料金	R4/10月分			⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
月計		0	253,201	-253,201						
累計		2,295,000	2,371,995	-76,995						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.12.1	202		2,140	-79,135	インターネットホ スティングサービ ス料	R4/11月分			⑨	
R4.12.1	203		7,393	-86,528	インターネットF AX料	R4/11月分			⑨	
R4.12.4	204		4,231	-90,759	ガソリン代				⑦	
R4.12.4	205		10,000	-100,759	市政報告会	会場使用料			⑦	
R4.12.6	206		3,964	-104,723	郵便代	84円×59通	「市政報告 Vol.135」		⑦	
R4.12.7	207		1,142	-105,865	郵便代	84円×17通	「市政報告 Vol.135」		⑦	
R4.12.7	208		2,760	-108,625	宅急便	ホスティング業者 へ	「市政報告 Vol.135」		⑦	
R4.12.10	209		869	-109,494	来客用飲料水代	お茶			⑨	
R4.12.12	210		70,000	-179,494	事務所賃借料	R4/12月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R4.12.12	211		1,000	-180,494	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/9月分		⑥	
R4.12.12	212		7,369	-187,863	携帯電話料金	R4/10月分	spモード(330円)、フ ロバイダー(550円)、 イマドコサーチ(220 円)、デイズニアプラス		⑨	
R4.12.12	213		385	-188,248	プロバイダー費	R4/10月分	携帯電話料金 (65,565円)を除く 「550円」を按分		⑨	
R4.12.12	214		1,000	-189,248	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/10月分		⑥	
R4.12.12	215		660	-189,908	ウォーターサー バー費	アクアケールリース代 @1100			⑦	
R4.12.12	216		7,481	-197,389	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R4.12.12	217		898	-198,287	Microsoft Office	R4/8月分 Microsoft365Per sonal利用料			⑨	
R4.12.12	218		1,540	-199,827	ZOOM US	R4/9月分 Zoomミーティン グプロ利用料			④	
R4.12.12	219		2,548	-202,375	12月22日開催の 市政報告会	飲み物代	会場: 深阪校区 地域会館		⑦	
R4.12.13	220		880	-203,255	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先: 泉ヶ丘駅		⑦	
R4.12.15	221		48,892	-252,147	人件費・交通費	R4/11月分			⑧	
R4.12.18	222		2,920	-255,067	ガソリン代				⑦	
R4.12.19	223		33,611	-288,678	車輛リース代	R4/12月分			⑨	
R4.12.22	224		4,200	-292,878	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R4/12月分			⑥	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R4.12.22	225		20,000	-312,878	市政報告会	会場使用料			⑦	
R4.12.22	226		18,920	-331,798	ポスティング費用「市政報告 Vol.135」				⑦	
R4.12.24	227		48,000	-379,798	人件費	R4/11月分			⑧	
R4.12.26	228		2,140	-381,938	インターネットホ スティングサービ ス料	R4/12月分			⑨	
R4.12.26	229		78	-382,016	インターネットF AX料	R4/12月分			⑨	
R4.12.26	230		5,980	-387,996	電話料金	R4/11月分			⑨	
R4.12.26	231		1,800	-389,796	ガソリン代				⑦	
R4.12.29	232		1,800	-391,596	ガソリン代				⑦	
月計		0	314,601	-314,601						
累計		2,295,000	2,686,596	-391,596						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R5.1.6	233		12,902	-404,498	郵便代	84円×192通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.1.7	234		976	-405,474	来客用飲料水代	お茶			⑨	
R5.1.10	235		7,489	-412,963	携帯電話料金	R4/11月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イ マトコサーチ(220円)、テキストプラス(990円)、 D払い(48,256円)、iTunes(1,160円)利用 料を除く「14,979円」を按分		⑨	
R5.1.10	236		385	-413,348	プロバイダー費	R4/11月分	携帯電話料金 (65,935円)を除く 「550円」を按分		⑨	
R5.1.10	237		660	-414,008	ウォーダーサー バー費	アタクレールリース代 @1100			⑦	
R5.1.10	238		1,540	-415,548	ZOOM US Zoomミーティン グフロ利用料	R4/10月分			④	
R5.1.10	239		898	-416,446	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R4/9月分			⑨	
R5.1.10	240	765,000		348,554	政務活動費	1.2.3月分受入 れ	253000×3= 765000			
R5.1.10	241		2,862	345,692	ガソリン代				⑦	
R5.1.15	243		35,685	310,007	人件費・交通費	R4/12月分			⑧	
R5.1.17	244		900	309,107	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先:泉ヶ丘駅		⑦	
R5.1.17	245		880	308,227	駐車料金(ボラン ティア分)	駅前市政報告の 為に利用	行き先:泉ヶ丘駅		⑦	
R5.1.17	246		2,744	305,483	ガソリン代				⑦	
R5.1.18	247		1,008	304,475	郵便代	レターパック 520円×1通 370円×2通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.1.19	248		10,000	294,475	ポスティング費用	R4/12月分	「市政報告 Vol.135号」		⑦	
R5.1.20	249		9,240	285,235	郵便代	140円×75通 210円×5通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.1.20	250		4,200	281,035	新聞購読料	読売新聞朝刊 R4/12月分			⑥	
R5.1.23	251		448	280,587	郵便代	140円×1通 210円×2通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.1.23	252		1,200	279,387	ガソリン代				⑦	
R5.1.23	253		5,199	274,188	複合機トータル サービス料金	R4/11月分	支払予定日と口座引落日の相違 は、カード利用分引落銀行口座が 残高不足の為		⑨	
R5.1.25	254		25,448	248,740	コピー用紙代	市政報告用			⑦	
R5.1.25	255		9,253	239,487	コピー用紙代	市政報告用			⑦	
R5.1.26	256		1,452	238,035	「季刊」購読料	R5/4～R6 1月 分			⑥	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R5.1.26	257		4,200	233,835	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R5/1月分			⑥	
R5.1.26	258		2,140	231,695	インターネットホ スティングサービ ス料	R5/1月分			⑨	
R5.1.26	259		78	231,617	インターネットF AX料	R5/1月分			⑨	
R5.1.26	260		6,023	225,594	電話料金	R4/12月分			⑨	
R5.1.27	261		1,547	224,047	灯油				⑨	
R5.1.28	262		48,000	176,047	人件費	R5/1月分			⑧	
R5.1.31	263		4,482	171,565	複合機トータル サービス料金	R4/12月分			⑨	
月計		765,000	201,839	563,161						
累計		3,060,000	2,888,435	171,565						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R5.2.2	264		68,640	102,925	ポスティング費用	「市政報告 Vol.136」			⑦	
R5.2.2	265		33,611	69,314	車輛リース代	R5/1月分	リース代¥56,019-を按分(差額は 延滞利子の為支出しない)		⑨	
R5.2.6	266		803	68,511	2月8日開催の市 政報告会	飲み物代	会場:浜町会館		⑦	
R5.2.7	267		200	68,311	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先:北野田 駅		⑦	
R5.2.7	268		200	68,111	駐車料金(ボラン ティア分)	駅前市政報告の 為に利用	行き先:北野田 駅		⑦	
R5.2.8	269		10,000	58,111	市政報告会	会場使用料	2月19日利用分		⑦	
R5.2.9	270		3,976	54,135	郵便代	140円×7通 210円×19通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.9	271		168	53,967	郵便代	210円×1通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.10	272		1,200	52,767	ガソリン代				⑦	
R5.2.10	273		1,000	51,767	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/11月分		⑥	
R5.2.10	274		13,748	38,019	携帯電話料金	R4/12月分	spモード(330円)、フタバ(550円)、イ マドコサーチ(220円)、ティスニュープラス(990 円)、D払い(48,557円)、iTunes(1,160 円)利用料を除く(27,496円)を按分		⑨	
R5.2.10	275		385	37,634	プロバイダー費	R4/12月分	携帯電話料金 (78,753円)を除く 「550円」を按分		⑨	
R5.2.10	276		1,000	36,634	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R4/12月分		⑥	
R5.2.10	277		3,187	33,447	ウォーターサー バー費	アクアテールリース代@1100 アクアクラホル@1404×3本			⑦	
R5.2.10	278		898	32,549	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R4/10月分			⑨	
R5.2.10	279		1,540	31,009	ZOOM US Zoomミーティ ング利用料	R4/11月分			④	
R5.2.10	280		10,000	21,009	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.2.11	282		4,009	17,000	郵便代	84円×58通 140円×1通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.12	283		5,000	12,000	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.2.14	284		400	11,600	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先:泉ヶ丘駅		⑦	
R5.2.15	285		20,000	-8,400	ポスティング費用	R4/4月分	「市政報告 Vol.133号」		⑦	
R5.2.15	286		20,000	-28,400	ポスティング費用	R4/8月分	「市政報告 Vol.134号」		⑦	
R5.2.15	287		20,000	-48,400	ポスティング費用	R4/12月分	「市政報告 Vol.135号」		⑦	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R5.2.15	288		40,342	-88,742	人件費・交通費	R5/1月分			⑧	
R5.2.15	289		2,224	-90,966	宅急便	ポスティング業者へ	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.16	290		224	-91,190	郵便代	140円×2通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.16	291		691	-91,881	灯油缶20Lワイド				⑨	
R5.2.17	292		1,456	-93,337	灯油				⑨	
R5.2.20	293		2,160	-95,497	郵便代	94円×25通 140円×1通 210円×1通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.21	294		4,296	-99,793	ガソリン代				⑦	
R5.2.21	295		3,384	-103,177	郵便代	94円×45通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.21	296		2,140	-105,317	インターネットホ スティングサービ ス料	R5/2月分			⑨	
R5.2.21	297		11,109	-116,426	インターネットF AX料	R5/2月分			⑨	
R5.2.21	298		5,875	-122,301	電話料金	R5/1月分			⑨	
R5.2.22	299		336	-122,637	郵便代	140円×3通 94円×1通(一般書留435円)利用 料を除く「420円」を按分	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.22	300		592	-123,229	郵便代	レターバックライ ト370円×2通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.22	301		584	-123,813	トイレットペー パー・芳香剤				⑦	
R5.2.22	302		33,611	-157,424	車輛リース代	R5/2月分	リース代¥56,019-を按分(差額は 延滞利子の為支出しない)		⑨	
R5.2.23	303		7,000	-164,424	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.2.24	304		1,456	-165,880	灯油				⑨	
R5.2.25	305		42,000	-207,880	人件費	R5/2月分			⑧	
R5.2.25	306		15,000	-222,880	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.2.26	307		10,000	-232,880	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.2.27	308		336	-233,216	郵便代	140円×3通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.2.28	309		106,590	-339,806	人件費	R5/2月分			⑧	
R5.2.28	310		600	-340,406	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先:泉ヶ丘駅		⑦	
R5.2.28	311		4,200	-344,606	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R5/2月分			⑥	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R5.2.28	312		4,000	-348,606	市政報告会	会場使用料			⑦	
月計		0	520,171	-520,171						
累計		3,060,000	3,408,606	-348,606						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R5.3.1	313		10,000	-358,606	市政報告会	会場使用料	3月18日利用分		⑦	
R5.3.2	314		4,400	-363,006	新聞購読料	読売新聞セット R5/2月分			⑥	
R5.3.3	315		112	-363,118	郵便代	140円×1通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.3.3	316		20,000	-383,118	ポスティング費用	R5/1月分	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.3.4	317		700	-383,818	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先:泉ヶ丘駅		⑦	
R5.3.5	318		20,000	-403,818	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.3.6	319		432	-404,250	郵便代	120円×1通 140円×3通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.3.7	320		336	-404,586	郵便代	140円×3通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.3.7	321		400	-404,986	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先:北野田 駅		⑦	
R5.3.7	322		200	-405,186	駐車料金(ボラン ティア分)	駅前市政報告の 為に利用	行き先:北野田 駅		⑦	
R5.3.7	323		100	-405,286	駐車料金(ボラン ティア分)	駅前市政報告の 為に利用	行き先:北野田 駅		⑦	
R5.3.9	324		112	-405,398	郵便代	140円×1通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.3.9	325		5,200	-410,598	市政報告会	会場使用料	3月26日利用分		⑦	
R5.3.10	326		7,421	-418,019	携帯電話料金	R5/1月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イ マコサーチ(220円)、デジスエープラス(990 円)、D払い(48,360円)、iTunes(1,320 円)利用料を除く「14,843円」を按分		⑨	
R5.3.10	327		385	-418,404	プロバイダー費	R5/1月分	携帯電話料金 (66,063円)を除く 「550円」を按分		⑨	
R5.3.10	328		1,000	-419,404	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスダブ ルコース利用料	R5/1月分		⑥	
R5.3.10	329		660	-420,064	ウォーターサー バー費	アクアクリールス代 @1100			⑦	
R5.3.10	330		8,270	-428,334	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R5.3.10	331		1,540	-429,874	ZOOM US Zoomミーティ ングプロ利用料	R4/12月分			④	
R5.3.10	332		312	-430,186	郵便代	140円×1通 250円×1通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.3.10	333		1,456	-431,642	灯油				⑨	
R5.3.11	335		5,000	-436,642	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.3.11	336		10,000	-446,642	市政報告会	会場使用料			⑦	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R5.3.12	337		10,000	-456,642	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.3.14	338		200	-456,842	駐車料金	駅前市政報告の 為に利用	行き先:なかもず 駅		⑦	
R5.3.15	339		224	-457,066	郵便代	140円×2通	「市政報告 Vol.136」		⑦	
R5.3.15	340		68,917	-525,983	人件費・交通費	R5/2月分			⑧	
R5.3.15	341		11,550	-537,533	輪転機トナー代				⑨	
R5.3.15	342		244,759	-782,292	発送費	65円×4279通+ 消費税	「市政報告 Vol.136号」「堺創 志会議会活動報 告」	大阪以外を除く	⑦	
R5.3.15	343		8,983	-791,275	複合機トータル サービス料金	R5/1月分	支払予定日と口座引落日の相違 は、カード利用分引落銀行口座が 残高不足の為			⑨
R5.3.17	344		33,611	-824,886	車輛リース代	R5/3月分			⑨	
R5.3.19	345		7,000	-831,886	市政報告会	会場使用料	3月25日利用分		⑦	
R5.3.19	346		10,000	-841,886	市政報告会	会場使用料			⑦	
R5.3.19	347		2,000	-843,886	市政報告会	会場使用料	3月26日利用分		⑦	
R5.3.22	348		1,224	-845,110	ティッシュ・芳香 剤・ゴミ袋2種 類、レジ袋				⑨	
R5.3.23	349		2,140	-847,250	インターネットホ スティングサービ ス料	R5/3月分			⑨	
R5.3.23	350		3,774	-851,024	インターネットF AX料	R5/3月分			⑨	
R5.3.23	351		6,629	-857,653	電話料金	R5/2月分	SIM「10,577円」 を除く「9,471円」 を按分		⑨	
R5.3.27	352		4,400	-862,053	新聞購読料	読売新聞セット R5/3月分			⑥	
R5.3.28	353		4,200	-866,253	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R5/3月分			⑥	
R5.3.28	354		27,720	-893,973	封筒印刷代	長形3号 4,000 枚			⑨	
R5.3.28	355		13,398	-907,371	封筒印刷代	角形2号 500枚			⑨	
R5.3.29	356		103,620	-1,010,991	人件費	R5/3月分			⑧	
R5.3.30	357		54,000	-1,064,991	人件費	R5/3月分			⑧	
R5.3.31	358		13,460	-1,078,451	複合機トータル サービス料金	R5/2月分			⑨	
月計		0	729,845	-729,845						
累計		3,060,000	4,138,451	-1,078,451						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
-----	----------	-----	-----	----	----	--------	--------	--------	----	-----

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
 (次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
 ⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住所	〒[REDACTED] 堺市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 令和4年6月13日 (期間の定め無)		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	60 時間 / 4 週		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ ()活動		
按分	60 %	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 39.6 時間 (勤務時間数) 66 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他(例外) ☐ 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
交通費	[REDACTED]駅～(南海高野線泉北高速鉄道)～深井駅 片道¥300-		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費＋後援会活動	1/2
政務活動費＋政党活動	1/2
政務活動＋後援活動＋政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	大阪府堺市 TEL	

下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す

雇 用 期 間	雇用開始日 令和4年6月13日 (期間の定め無)
就 業 場 所	堺市中区深井沢町 3287 アシストビル1階 木畑ただし議員事務所
仕 事 内 容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成、後援会運営にかかる業務
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで (状況により変動有) (12 時 30 分～13 時 15 分)
出 勤 日	月～金の内月 12 日 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く) (状況により変動有)
給 与 (賃 金)	時給 1, 0 0 0 円 交通費別途支給
交 通 費	駅～(南海高野線泉北高速鉄道)～深井駅 片道¥300-
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、翌月 15 日支払い
給 与 振 込 先	現金支給

本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する3ヶ月前までに通知するものとする。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年6月13日

雇 用 者 堺市議会議員 木畑 匡

被雇用者



出勤簿(令和4年6月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和4年6月1日(水)					
令和4年6月2日(木)					
令和4年6月3日(金)					
令和4年6月4日(土)					
令和4年6月5日(日)					
令和4年6月6日(月)					
令和4年6月7日(火)					
令和4年6月8日(水)					
令和4年6月9日(木)					
令和4年6月10日(金)					
令和4年6月11日(土)					
令和4年6月12日(日)					
令和4年6月13日(月)	9:30	12:30	0 時間 00 分	3 時間 00 分	600円
令和4年6月14日(火)					
令和4年6月15日(水)					
令和4年6月16日(木)					
令和4年6月17日(金)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年6月18日(土)					
令和4年6月19日(日)					
令和4年6月20日(月)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年6月21日(火)					
令和4年6月22日(水)					
令和4年6月23日(木)					
令和4年6月24日(金)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年6月25日(土)					
令和4年6月26日(日)					
令和4年6月27日(月)	10:00	14:30	0 時間 45 分	3 時間 45 分	600円
令和4年6月28日(火)					
令和4年6月29日(水)					
令和4年6月30日(木)					
合計			3 時間 00 分	22 時間 30 分	3000円
出勤日数					5

確認印



出勤簿(令和4年7月)

氏名

[REDACTED]

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和4年7月1日(金)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月2日(土)					
令和4年7月3日(日)					
令和4年7月4日(月)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月5日(火)					
令和4年7月6日(水)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月7日(木)					
令和4年7月8日(金)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月9日(土)					
令和4年7月10日(日)					
令和4年7月11日(月)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月12日(火)					
令和4年7月13日(水)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月14日(木)					
令和4年7月15日(金)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月16日(土)					
令和4年7月17日(日)					
令和4年7月18日(月)					
令和4年7月19日(火)					
令和4年7月20日(水)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月21日(木)					
令和4年7月22日(金)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月23日(土)					
令和4年7月24日(日)					
令和4年7月25日(月)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月26日(火)					
令和4年7月27日(水)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年7月28日(木)					
令和4年7月29日(金)	14:30	17:30	0 時間 00 分	3 時間 00 分	600円
令和4年7月30日(土)					
令和4年7月31日(日)					
合計			8 時間 15 分	60 時間 45 分	7,200
出勤日数					12



出 勤 簿(令和4年8月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和4年8月1日(月)	10:30	16:30	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年8月2日(火)					
令和4年8月3日(水)	10:10	16:10	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年8月4日(木)					
令和4年8月5日(金)	10:00	17:15	0 時間 45 分	6 時間 30 分	600円
令和4年8月6日(土)					
令和4年8月7日(日)					
令和4年8月8日(月)	10:00	17:15	0 時間 45 分	6 時間 30 分	600円
令和4年8月9日(火)					
令和4年8月10日(水)	10:00	17:15	0 時間 45 分	6 時間 30 分	600円
令和4年8月11日(木)					
令和4年8月12日(金)					
令和4年8月13日(土)					
令和4年8月14日(日)					
令和4年8月15日(月)					
令和4年8月16日(火)					
令和4年8月17日(水)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年8月18日(木)					
令和4年8月19日(金)	10:00	16:30	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年8月20日(土)					
令和4年8月21日(日)					
令和4年8月22日(月)	10:00	16:45	0 時間 45 分	6 時間 00 分	600円
令和4年8月23日(火)					
令和4年8月24日(水)	10:00	16:30	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年8月25日(木)					
令和4年8月26日(金)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年8月27日(土)					
令和4年8月28日(日)					
令和4年8月29日(月)	10:35	16:35	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年8月30日(火)					
令和4年8月31日(水)	10:35	16:35	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
合計			9 時間 00 分	68 時間 30 分	7,200
出勤日数					12

確 認 印



出勤簿(令和4年9月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和4年9月1日(木)					
令和4年9月2日(金)	10:30	16:40	0 時間 45 分	5 時間 25 分	600円
令和4年9月3日(土)					
令和4年9月4日(日)					
令和4年9月5日(月)	10:10	17:10	0 時間 45 分	6 時間 15 分	600円
令和4年9月6日(火)					
令和4年9月7日(水)	10:10	17:10	0 時間 45 分	6 時間 15 分	600円
令和4年9月8日(木)					
令和4年9月9日(金)	10:10	17:40	0 時間 45 分	6 時間 45 分	600円
令和4年9月10日(土)					
令和4年9月11日(日)					
令和4年9月12日(月)	10:10	17:40	0 時間 45 分	6 時間 45 分	600円
令和4年9月13日(火)					
令和4年9月14日(水)	10:00	17:40	0 時間 45 分	6 時間 55 分	600円
令和4年9月15日(木)	11:30	16:50	0 時間 45 分	4 時間 35 分	600円
令和4年9月16日(金)	9:40	18:00	0 時間 45 分	7 時間 35 分	600円
令和4年9月17日(土)					
令和4年9月18日(日)					
令和4年9月19日(月)					
令和4年9月20日(火)					
令和4年9月21日(水)	10:00	16:10	0 時間 45 分	5 時間 25 分	600円
令和4年9月22日(木)					
令和4年9月23日(金)					
令和4年9月24日(土)					
令和4年9月25日(日)					
令和4年9月26日(月)	11:00	16:10	0 時間 45 分	4 時間 25 分	600円
令和4年9月27日(火)					
令和4年9月28日(水)	10:40	16:00	0 時間 45 分	4 時間 35 分	600円
令和4年9月29日(木)					
令和4年9月30日(金)	10:10	16:30	0 時間 45 分	5 時間 35 分	600円
合計			9 時間 00 分	70 時間 30 分	7,200
出勤日数					12

確認印



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒[REDACTED] 堺市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 令和4年6月13日 (期間の定め無)		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	60 時間 / 4 週		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,050 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ 活動		
按分	60 %	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 39.6 時間 (勤務時間数) 66 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他(例外) ☐ 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
交通費	[REDACTED] 駅～(南海高野線泉北高速鉄道)～深井駅 片道¥300-		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費＋後援会活動	1/2
政務活動費＋政党活動	1/2
政務活動＋後援活動＋政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日	■■■■■■■■■■
氏 名	■■■■■■■■■■		■■■■■■■■■■
現 住 所	大阪府堺市■■■■■■■■■■ TEL ■■■■■■■■■■		

下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す

雇 用 期 間	雇用開始日 令和4年6月13日 (期間の定め無)
就 業 場 所	堺市中区深井沢町 3287 アシストビル1階 木畑ただし議員事務所
仕 事 内 容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成、後援会運営にかかる業務
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで (状況により変動有) (12 時 30 分～13 時 15 分)
出 勤 日	月～金の内月 12 日 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く) (状況により変動有)
給 与 (賃 金)	時給 1, 0 5 0 円 交通費別途支給
交 通 費	■■■■駅～(南海高野線泉北高速鉄道)～深井駅 片道¥300-
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、翌月 15 日支払い
給 与 振 込 先	現金支給

本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する3ヶ月前までに通知するものとする。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年10月1日

雇 用 者 堺市議会議員 木畑 匡

被雇用者

■■■■■■■■■■

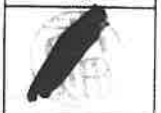


出 勤 簿 (令和4年10月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和4年10月1日(土)					
令和4年10月2日(日)					
令和4年10月3日(月)	10:00	16:30	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年10月4日(火)					
令和4年10月5日(水)					
令和4年10月6日(木)					
令和4年10月7日(金)	10:00	16:15	0 時間 45 分	5 時間 30 分	600円
令和4年10月8日(土)					
令和4年10月9日(日)					
令和4年10月10日(月)					
令和4年10月11日(火)					
令和4年10月12日(水)					
令和4年10月13日(木)					
令和4年10月14日(金)	10:30	17:05	0 時間 45 分	5 時間 50 分	600円
令和4年10月15日(土)					
令和4年10月16日(日)					
令和4年10月17日(月)	10:30	16:30	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年10月18日(火)					
令和4年10月19日(水)	11:00	17:15	0 時間 45 分	5 時間 30 分	600円
令和4年10月20日(木)	12:00	17:45	0 時間 45 分	5 時間 00 分	600円
令和4年10月21日(金)	9:00	19:00	1 時間 00 分	9 時間 00 分	600円
令和4年10月22日(土)					
令和4年10月23日(日)					
令和4年10月24日(月)	10:30	17:25	0 時間 45 分	6 時間 10 分	600円
令和4年10月25日(火)					
令和4年10月26日(水)	10:00	16:00	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和4年10月27日(木)					
令和4年10月28日(金)	10:00	16:40	0 時間 45 分	5 時間 55 分	600円
令和4年10月29日(土)					
令和4年10月30日(日)					
令和4年10月31日(月)	10:00	16:35	0 時間 45 分	5 時間 50 分	600円
合計			8 時間 30 分	65 時間 00 分	6,600
出勤日数					11

確 認 印



出 勤 簿(令和4年11月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和4年11月1日(火)					
令和4年11月2日(水)	10:00	16:45	0 時間 45 分	6 時間 00 分	600円
令和4年11月3日(木)					
令和4年11月4日(金)	10:00	17:15	0 時間 45 分	6 時間 30 分	600円
令和4年11月5日(土)					
令和4年11月6日(日)					
令和4年11月7日(月)	10:00	16:30	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年11月8日(火)					
令和4年11月9日(水)	10:00	16:45	0 時間 45 分	6 時間 00 分	600円
令和4年11月10日(木)					
令和4年11月11日(金)	10:00	16:40	0 時間 45 分	5 時間 55 分	600円
令和4年11月12日(土)					
令和4年11月13日(日)					
令和4年11月14日(月)	10:00	16:15	0 時間 45 分	5 時間 30 分	600円
令和4年11月15日(火)					
令和4年11月16日(水)	10:00	16:30	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年11月17日(木)					
令和4年11月18日(金)	10:00	16:30	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年11月19日(土)					
令和4年11月20日(日)					
令和4年11月21日(月)	10:00	16:30	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年11月22日(火)					
令和4年11月23日(水)					
令和4年11月24日(木)					
令和4年11月25日(金)	10:00	16:55	0 時間 45 分	6 時間 10 分	600円
令和4年11月26日(土)					
令和4年11月27日(日)					
令和4年11月28日(月)	10:00	17:05	0 時間 45 分	6 時間 20 分	600円
令和4年11月29日(火)					
令和4年11月30日(水)	10:00	16:05	0 時間 45 分	5 時間 20 分	600円
合計			9 時間 00 分	70 時間 45 分	7,200
出勤日数					12



出勤簿(令和4年12月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和4年12月1日(木)					
令和4年12月2日(金)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年12月3日(土)					
令和4年12月4日(日)					
令和4年12月5日(月)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年12月6日(火)					
令和4年12月7日(水)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年12月8日(木)					
令和4年12月9日(金)	10:20	16:50	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年12月10日(土)					
令和4年12月11日(日)					
令和4年12月12日(月)	10:20	16:50	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年12月13日(火)					
令和4年12月14日(水)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和4年12月15日(木)					
令和4年12月16日(金)					
令和4年12月17日(土)					
令和4年12月18日(日)					
令和4年12月19日(月)					
令和4年12月20日(火)					
令和4年12月21日(水)					
令和4年12月22日(木)					
令和4年12月23日(金)	11:10	16:40	0 時間 30 分	5 時間 00 分	600円
令和4年12月24日(土)					
令和4年12月25日(日)					
令和4年12月26日(月)	10:10	16:40	0 時間 30 分	6 時間 00 分	600円
令和4年12月27日(火)					
令和4年12月28日(水)	10:10	16:40	0 時間 30 分	6 時間 00 分	600円
令和4年12月29日(木)					
令和4年12月30日(金)					
令和4年12月31日(土)					
合計			6 時間 00 分	51 時間 30 分	5,400
出勤日数					9

確認印



出勤簿(令和5年1月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和5年1月1日(日)					
令和5年1月2日(月)					
令和5年1月3日(火)					
令和5年1月4日(水)					
令和5年1月5日(木)					
令和5年1月6日(金)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和5年1月7日(土)					
令和5年1月8日(日)					
令和5年1月9日(月)					
令和5年1月10日(火)					
令和5年1月11日(水)	10:20	16:50	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和5年1月12日(木)	10:30	16:30	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和5年1月13日(金)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和5年1月14日(土)					
令和5年1月15日(日)					
令和5年1月16日(月)	10:20	16:50	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和5年1月17日(火)					
令和5年1月18日(水)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和5年1月19日(木)	10:30	16:45	0 時間 45 分	5 時間 30 分	600円
令和5年1月20日(金)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和5年1月21日(土)					
令和5年1月22日(日)					
令和5年1月23日(月)	10:10	16:10	0 時間 45 分	5 時間 15 分	600円
令和5年1月24日(火)					
令和5年1月25日(水)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和5年1月26日(木)	10:30	12:00	0 時間 00 分	1 時間 30 分	600円
令和5年1月27日(金)					
令和5年1月28日(土)					
令和5年1月29日(日)					
令和5年1月30日(月)					
令和5年1月31日(火)					
合計			7 時間 30 分	57 時間 45 分	6,600
出勤日数					11



出勤簿(令和5年2月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和5年2月1日(水)	10:10	16:40	0 時間 45 分	5 時間 45 分	600円
令和5年2月2日(木)	10:20	18:15	0 時間 45 分	7 時間 10 分	600円
令和5年2月3日(金)	10:20	18:20	0 時間 45 分	7 時間 15 分	600円
令和5年2月4日(土)	9:00	16:30	0 時間 45 分	6 時間 45 分	600円
令和5年2月5日(日)					
令和5年2月6日(月)	10:35	17:00	0 時間 30 分	5 時間 55 分	600円
令和5年2月7日(火)					
令和5年2月8日(水)	10:20	18:00	0 時間 45 分	6 時間 55 分	600円
令和5年2月9日(木)					
令和5年2月10日(金)	14:35	18:35	0 時間 00 分	4 時間 00 分	600円
令和5年2月11日(土)					
令和5年2月12日(日)					
令和5年2月13日(月)	10:20	17:20	0 時間 45 分	6 時間 15 分	600円
令和5年2月14日(火)					
令和5年2月15日(水)					
令和5年2月16日(木)					
令和5年2月17日(金)	11:20	17:50	0 時間 30 分	6 時間 00 分	600円
令和5年2月18日(土)					
令和5年2月19日(日)	9:00	16:30	0 時間 45 分	6 時間 45 分	600円
令和5年2月20日(月)	11:00	17:45	0 時間 45 分	6 時間 00 分	600円
令和5年2月21日(火)	11:45	18:00	0 時間 30 分	5 時間 45 分	600円
令和5年2月22日(水)	10:30	17:20	0 時間 45 分	6 時間 05 分	600円
令和5年2月23日(木)	10:35	18:20	0 時間 45 分	7 時間 00 分	600円
令和5年2月24日(金)	10:30	18:30	0 時間 45 分	7 時間 15 分	600円
令和5年2月25日(土)					
令和5年2月26日(日)					
令和5年2月27日(月)	10:55	16:50	0 時間 30 分	5 時間 25 分	600円
令和5年2月28日(火)					
合計			10 時間 15 分	100 時間 15 分	9,600
出勤日数					16

確認印



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住所	〒[REDACTED] 堺市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 平成30年6月16日 (期間の定め無)		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	93 時間 / 4 週		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,100 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ ()活動		
按分	60 %	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 55.8 時間 (勤務時間数) 93 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他(例外) ☐ 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	令和4年1月1日雇用条件変更		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費＋後援会活動	1/2
政務活動費＋政党活動	1/2
政務活動＋後援活動＋政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	大阪府堺市 TEL	
下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す		
雇 用 期 間	雇用開始日 平成 30 年 6 月 16 日 （期間の定め無）	
就 業 場 所	堺市中区深井沢町 3287 アシストビル 1 階 木畑ただし議員事務所	
仕 事 内 容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成、後援会運営にかかる業務	
就 業 時 間 （休憩時間）	午前 9 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで（状況により変動有） （6 時間超えた場合、就業時間の間で 45 分～60 分）	
出 勤 日	月～金の内月 12 日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）（状況により変動有）	
給 与（賃金）	時給 1, 1 0 0 円	
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、末日支払い	
給 与 振 込 先	現金支給	
本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する 3 ヶ月前までに通知するものとする。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 令和 4 年 1 月 1 日 雇 用 者 堺市議会議員 木畑 匡 被雇用者  		

出勤簿(令和4年4月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和4年4月1日(金)	9:15	17:45	0 時間 45 分	7 時間 45 分
令和4年4月2日(土)				
令和4年4月3日(日)				
令和4年4月4日(月)	9:15	17:45	0 時間 45 分	7 時間 45 分
令和4年4月5日(火)				
令和4年4月6日(水)				
令和4年4月7日(木)	9:15	17:30	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年4月8日(金)	9:15	17:30	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年4月9日(土)				
令和4年4月10日(日)				
令和4年4月11日(月)	9:15	17:45	0 時間 45 分	7 時間 45 分
令和4年4月12日(火)				
令和4年4月13日(水)	9:15	14:45	0 時間 00 分	5 時間 30 分
令和4年4月14日(木)	9:15	17:30	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年4月15日(金)	9:15	17:30	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年4月16日(土)				
令和4年4月17日(日)				
令和4年4月18日(月)	9:15	17:30	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年4月19日(火)				
令和4年4月20日(水)				
令和4年4月21日(木)	9:15	17:30	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年4月22日(金)	9:15	17:30	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年4月23日(土)				
令和4年4月24日(日)				
令和4年4月25日(月)	9:15	17:30	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年4月26日(火)				
令和4年4月27日(水)				
令和4年4月28日(木)	9:15	17:45	0 時間 45 分	7 時間 45 分
令和4年4月29日(金)				
令和4年4月30日(土)				
合計			9 時間 00 分	96 時間 30 分
出勤日数				13

確認印



出勤簿(令和4年5月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和4年5月1日(日)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月2日(月)				
令和4年5月3日(火)				
令和4年5月4日(水)				
令和4年5月5日(木)				
令和4年5月6日(金)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月7日(土)				
令和4年5月8日(日)				
令和4年5月9日(月)				
令和4年5月10日(火)				
令和4年5月11日(水)				
令和4年5月12日(木)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月13日(金)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月14日(土)				
令和4年5月15日(日)				
令和4年5月16日(月)				
令和4年5月17日(火)				
令和4年5月18日(水)				
令和4年5月19日(木)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月20日(金)				
令和4年5月21日(土)				
令和4年5月22日(日)				
令和4年5月23日(月)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月24日(火)				
令和4年5月25日(水)				
令和4年5月26日(木)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月27日(金)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月28日(土)				
令和4年5月29日(日)				
令和4年5月30日(月)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年5月31日(火)				
合計			6 時間 45 分	63 時間 00 分
出勤日数				9

確認印



出 勤 簿(令和4年6月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和4年6月1日(水)	9:30	18:00	0 時間 45 分	7 時間 45 分
令和4年6月2日(木)				
令和4年6月3日(金)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年6月4日(土)				
令和4年6月5日(日)				
令和4年6月6日(月)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年6月7日(火)				
令和4年6月8日(水)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年6月9日(木)				
令和4年6月10日(金)	9:30	17:15	0 時間 45 分	7 時間 00 分
令和4年6月11日(土)				
令和4年6月12日(日)				
令和4年6月13日(月)	9:30	19:30	1 時間 00 分	9 時間 00 分
令和4年6月14日(火)				
令和4年6月15日(水)	9:30	13:30	0 時間 00 分	4 時間 00 分
令和4年6月16日(木)				
令和4年6月17日(金)	9:30	18:30	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和4年6月18日(土)				
令和4年6月19日(日)				
令和4年6月20日(月)	9:30	17:30	0 時間 45 分	7 時間 15 分
令和4年6月21日(火)				
令和4年6月22日(水)	9:30	17:30	0 時間 45 分	7 時間 15 分
令和4年6月23日(木)				
令和4年6月24日(金)	9:30	17:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分
令和4年6月25日(土)				
令和4年6月26日(日)				
令和4年6月27日(月)	9:00	19:30	1 時間 00 分	9 時間 30 分
令和4年6月28日(火)				
令和4年6月29日(水)	9:00	19:30	1 時間 00 分	9 時間 30 分
令和4年6月30日(木)				
合計			10 時間 00 分	97 時間 45 分
出勤日数				13

確 認 印



出勤簿(令和5年2月)

氏名

[Redacted Name]

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和5年2月1日(水)	9:00	15:00	1 時間 00 分	5 時間 00 分
令和5年2月2日(木)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月3日(金)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月4日(土)				
令和5年2月5日(日)				
令和5年2月6日(月)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月7日(火)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月8日(水)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月9日(木)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月10日(金)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月11日(土)				
令和5年2月12日(日)				
令和5年2月13日(月)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月14日(火)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月15日(水)	9:00	14:30	1 時間 00 分	4 時間 30 分
令和5年2月16日(木)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月17日(金)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月18日(土)				
令和5年2月19日(日)				
令和5年2月20日(月)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月21日(火)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月22日(水)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月23日(木)				
令和5年2月24日(金)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月25日(土)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月26日(日)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月27日(月)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年2月28日(火)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
合計			21 時間 00 分	161 時間 30 分
出勤日数				21

確認印



出勤簿(令和5年3月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和5年3月1日(水)				
令和5年3月2日(木)	9:00	17:30	1 時間 00 分	7 時間 30 分
令和5年3月3日(金)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月4日(土)	9:00	17:30	1 時間 00 分	7 時間 30 分
令和5年3月5日(日)				
令和5年3月6日(月)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月7日(火)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月8日(水)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月9日(木)				
令和5年3月10日(金)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月11日(土)	9:00	17:30	1 時間 00 分	7 時間 30 分
令和5年3月12日(日)				
令和5年3月13日(月)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月14日(火)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月15日(水)				
令和5年3月16日(木)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月17日(金)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月18日(土)	9:00	17:00	1 時間 00 分	7 時間 00 分
令和5年3月19日(日)				
令和5年3月20日(月)	9:00	17:30	1 時間 00 分	7 時間 30 分
令和5年3月21日(火)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月22日(水)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月23日(木)				
令和5年3月24日(金)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月25日(土)				
令和5年3月26日(日)				
令和5年3月27日(月)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月28日(火)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月29日(水)	9:00	18:00	1 時間 00 分	8 時間 00 分
令和5年3月30日(木)				
令和5年3月31日(金)				
合計			20 時間 00 分	157 時間 00 分
出勤日数				20

確認印



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住所	〒[REDACTED] 枚方市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 平成27年7月1日 (期間の定め無)		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	48 時間 / 4 週		
賃金額	☐ 月額 ☒ 日額 ☐ 時給	10,000円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ () 活動		
按分	60 %	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 28.8 時間 (勤務時間数) 48 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他(例外) ☐ 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	平成30年8月1日雇用条件変更		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費＋後援会活動	1/2
政務活動費＋政党活動	1/2
政務活動＋後援活動＋政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふ り が な	生 年 月 日
氏 名	年 月 日生
現 住 所	大阪府枚方市 TEL
下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す	
雇 用 期 間	雇用開始日 平成 27 年 7 月 1 日 (期間の定めなし)
就 業 場 所	堺市中区深井沢町 3287 アシストビル 1 階 木畑ただし議員事務所
仕 事 内 容	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成・政党収支関係書類の作成
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 00 分から 午前・午後 3 時 00 分まで (就業時間の間で 45 分～60 分) (状況により変動有)
出 勤 日	月～土の内月 8 日 (日曜日、祝日、年末年始を除く) (状況により変動有)
給 与 (賃 金)	日額 10,000 円 (交通費含む)
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、末日支払い
給 与 振 込 先	現金支給
本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する 3 ヶ月前までに通知するものとする。	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。	
平成 30 年 8 月 1 日	
雇 用 者	堺市議会議員 木畑 匡
被雇用者	

出勤簿(令和4年4月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和4年4月1日(金)				
令和4年4月2日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年4月3日(日)				
令和4年4月4日(月)				
令和4年4月5日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年4月6日(水)				
令和4年4月7日(木)				
令和4年4月8日(金)				
令和4年4月9日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年4月10日(日)				
令和4年4月11日(月)				
令和4年4月12日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年4月13日(水)				
令和4年4月14日(木)				
令和4年4月15日(金)				
令和4年4月16日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年4月17日(日)				
令和4年4月18日(月)				
令和4年4月19日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年4月20日(水)				
令和4年4月21日(木)				
令和4年4月22日(金)				
令和4年4月23日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年4月24日(日)				
令和4年4月25日(月)				
令和4年4月26日(火)				
令和4年4月27日(水)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年4月28日(木)				
令和4年4月29日(金)				
令和4年4月30日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
合計			54 時間 00 分	
出勤日数			9	



出勤簿(令和4年5月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和4年5月1日(日)				
令和4年5月2日(月)				
令和4年5月3日(火)				
令和4年5月4日(水)				
令和4年5月5日(木)				
令和4年5月6日(金)				
令和4年5月7日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年5月8日(日)				
令和4年5月9日(月)				
令和4年5月10日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年5月11日(水)				
令和4年5月12日(木)				
令和4年5月13日(金)				
令和4年5月14日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年5月15日(日)				
令和4年5月16日(月)				
令和4年5月17日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年5月18日(水)				
令和4年5月19日(木)				
令和4年5月20日(金)				
令和4年5月21日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年5月22日(日)				
令和4年5月23日(月)				
令和4年5月24日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年5月25日(水)				
令和4年5月26日(木)				
令和4年5月27日(金)				
令和4年5月28日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年5月29日(日)				
令和4年5月30日(月)				
令和4年5月31日(火)				
合計			42 時間 00 分	
出勤日数			7	



出勤簿(令和4年6月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和4年6月1日(水)				
令和4年6月2日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年6月3日(金)				
令和4年6月4日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年6月5日(日)				
令和4年6月6日(月)				
令和4年6月7日(火)				
令和4年6月8日(水)				
令和4年6月9日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年6月10日(金)				
令和4年6月11日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年6月12日(日)				
令和4年6月13日(月)				
令和4年6月14日(火)				
令和4年6月15日(水)				
令和4年6月16日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年6月17日(金)				
令和4年6月18日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年6月19日(日)				
令和4年6月20日(月)				
令和4年6月21日(火)				
令和4年6月22日(水)				
令和4年6月23日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年6月24日(金)				
令和4年6月25日(土)	9:00	15:45	6 時間 45 分	休憩 45分
令和4年6月26日(日)				
令和4年6月27日(月)				
令和4年6月28日(火)				
令和4年6月29日(水)				
令和4年6月30日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
合計			54 時間 45 分	
出勤日数			9	



出勤簿(令和4年7月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和4年7月1日(金)				
令和4年7月2日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月3日(日)				
令和4年7月4日(月)				
令和4年7月5日(火)				
令和4年7月6日(水)				
令和4年7月7日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月8日(金)				
令和4年7月9日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月10日(日)				
令和4年7月11日(月)				
令和4年7月12日(火)				
令和4年7月13日(水)				
令和4年7月14日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月15日(金)				
令和4年7月16日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月17日(日)				
令和4年7月18日(月)				
令和4年7月19日(火)				
令和4年7月20日(水)				
令和4年7月21日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月22日(金)				
令和4年7月23日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月24日(日)				
令和4年7月25日(月)				
令和4年7月26日(火)				
令和4年7月27日(水)				
令和4年7月28日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月29日(金)				
令和4年7月30日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年7月31日(日)				
合計			54 時間 00 分	
出勤日数			9	



出勤簿(令和4年8月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和4年8月1日(月)				
令和4年8月2日(火)				
令和4年8月3日(水)				
令和4年8月4日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年8月5日(金)				
令和4年8月6日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年8月7日(日)				
令和4年8月8日(月)				
令和4年8月9日(火)				
令和4年8月10日(水)				
令和4年8月11日(木)				
令和4年8月12日(金)				
令和4年8月13日(土)				
令和4年8月14日(日)				
令和4年8月15日(月)				
令和4年8月16日(火)				
令和4年8月17日(水)				
令和4年8月18日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年8月19日(金)				
令和4年8月20日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年8月21日(日)				
令和4年8月22日(月)				
令和4年8月23日(火)				
令和4年8月24日(水)				
令和4年8月25日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年8月26日(金)				
令和4年8月27日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年8月28日(日)				
令和4年8月29日(月)				
令和4年8月30日(火)				
令和4年8月31日(水)				
合計			36 時間 00 分	
出勤日数			6	



出 勤 簿(令和4年9月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和4年9月1日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月2日(金)				
令和4年9月3日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月4日(日)				
令和4年9月5日(月)				
令和4年9月6日(火)				
令和4年9月7日(水)				
令和4年9月8日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月9日(金)				
令和4年9月10日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月11日(日)				
令和4年9月12日(月)				
令和4年9月13日(火)				
令和4年9月14日(水)				
令和4年9月15日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月16日(金)				
令和4年9月17日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月18日(日)				
令和4年9月19日(月)				
令和4年9月20日(火)				
令和4年9月21日(水)				
令和4年9月22日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月23日(金)				
令和4年9月24日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月25日(日)				
令和4年9月26日(月)				
令和4年9月27日(火)				
令和4年9月28日(水)				
令和4年9月29日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年9月30日(金)				
合計			54 時間 00 分	
出勤日数			9	



出勤簿(令和4年10月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和4年10月1日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年10月2日(日)				
令和4年10月3日(月)				
令和4年10月4日(火)				
令和4年10月5日(水)				
令和4年10月6日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年10月7日(金)				
令和4年10月8日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年10月9日(日)				
令和4年10月10日(月)				
令和4年10月11日(火)				
令和4年10月12日(水)				
令和4年10月13日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年10月14日(金)				
令和4年10月15日(土)				
令和4年10月16日(日)				
令和4年10月17日(月)				
令和4年10月18日(火)				
令和4年10月19日(水)				
令和4年10月20日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年10月21日(金)				
令和4年10月22日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年10月23日(日)				
令和4年10月24日(月)				
令和4年10月25日(火)				
令和4年10月26日(水)				
令和4年10月27日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年10月28日(金)				
令和4年10月29日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年10月30日(日)				
令和4年10月31日(月)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	



出勤簿(令和4年11月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和4年11月1日(火)				
令和4年11月2日(水)				
令和4年11月3日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年11月4日(金)				
令和4年11月5日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年11月6日(日)				
令和4年11月7日(月)				
令和4年11月8日(火)				
令和4年11月9日(水)				
令和4年11月10日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年11月11日(金)				
令和4年11月12日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年11月13日(日)				
令和4年11月14日(月)				
令和4年11月15日(火)				
令和4年11月16日(水)				
令和4年11月17日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年11月18日(金)				
令和4年11月19日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年11月20日(日)				
令和4年11月21日(月)				
令和4年11月22日(火)				
令和4年11月23日(水)				
令和4年11月24日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年11月25日(金)				
令和4年11月26日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年11月27日(日)				
令和4年11月28日(月)				
令和4年11月29日(火)				
令和4年11月30日(水)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	



出勤簿(令和4年12月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和4年12月1日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年12月2日(金)				
令和4年12月3日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年12月4日(日)				
令和4年12月5日(月)				
令和4年12月6日(火)				
令和4年12月7日(水)				
令和4年12月8日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年12月9日(金)				
令和4年12月10日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年12月11日(日)				
令和4年12月12日(月)				
令和4年12月13日(火)				
令和4年12月14日(水)				
令和4年12月15日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年12月16日(金)				
令和4年12月17日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年12月18日(日)				
令和4年12月19日(月)				
令和4年12月20日(火)				
令和4年12月21日(水)				
令和4年12月22日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年12月23日(金)				
令和4年12月24日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和4年12月25日(日)				
令和4年12月26日(月)				
令和4年12月27日(火)				
令和4年12月28日(水)				
令和4年12月29日(木)				
令和4年12月30日(金)				
令和4年12月31日(土)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	



出勤簿(令和5年1月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和5年1月1日(日)				
令和5年1月2日(月)				
令和5年1月3日(火)				
令和5年1月4日(水)				
令和5年1月5日(木)	9:00	16:00	7 時間 00 分	休憩 45分
令和5年1月6日(金)				
令和5年1月7日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年1月8日(日)				
令和5年1月9日(月)				
令和5年1月10日(火)				
令和5年1月11日(水)				
令和5年1月12日(木)	9:00	15:30	6 時間 30 分	休憩 45分
令和5年1月13日(金)				
令和5年1月14日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年1月15日(日)				
令和5年1月16日(月)				
令和5年1月17日(火)				
令和5年1月18日(水)				
令和5年1月19日(木)	9:00	15:30	6 時間 30 分	休憩 45分
令和5年1月20日(金)				
令和5年1月21日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年1月22日(日)				
令和5年1月23日(月)				
令和5年1月24日(火)				
令和5年1月25日(水)				
令和5年1月26日(木)	9:00	15:30	6 時間 30 分	休憩 45分
令和5年1月27日(金)				
令和5年1月28日(土)	9:00	15:30	6 時間 30 分	休憩 45分
令和5年1月29日(日)				
令和5年1月30日(月)				
令和5年1月31日(火)				
合計			51 時間 00 分	
出勤日数			8	



出勤簿(令和5年2月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和5年2月1日(水)				
令和5年2月2日(木)	9:00	17:00	8 時間 00 分	休憩 45分
令和5年2月3日(金)				
令和5年2月4日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年2月5日(日)				
令和5年2月6日(月)				
令和5年2月7日(火)				
令和5年2月8日(水)				
令和5年2月9日(木)	9:00	17:00	8 時間 00 分	休憩 45分
令和5年2月10日(金)				
令和5年2月11日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年2月12日(日)				
令和5年2月13日(月)				
令和5年2月14日(火)				
令和5年2月15日(水)				
令和5年2月16日(木)	9:00	17:00	8 時間 00 分	休憩 45分
令和5年2月17日(金)				
令和5年2月18日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年2月19日(日)				
令和5年2月20日(月)				
令和5年2月21日(火)				
令和5年2月22日(水)				
令和5年2月23日(木)				
令和5年2月24日(金)				
令和5年2月25日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年2月26日(日)				
令和5年2月27日(月)				
令和5年2月28日(火)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			7	



出勤簿(令和5年3月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和5年3月1日(水)				
令和5年3月2日(木)	9:00	17:00	8 時間 00 分	休憩 45分
令和5年3月3日(金)				
令和5年3月4日(土)	9:00	16:00	7 時間 00 分	休憩 45分
令和5年3月5日(日)				
令和5年3月6日(月)				
令和5年3月7日(火)				
令和5年3月8日(水)				
令和5年3月9日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年3月10日(金)				
令和5年3月11日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年3月12日(日)				
令和5年3月13日(月)				
令和5年3月14日(火)				
令和5年3月15日(水)				
令和5年3月16日(木)	9:00	18:00	9 時間 00 分	休憩 60分
令和5年3月17日(金)				
令和5年3月18日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和5年3月19日(日)				
令和5年3月20日(月)				
令和5年3月21日(火)				
令和5年3月22日(水)				
令和5年3月23日(木)	9:00	17:30	8 時間 30 分	休憩 60分
令和5年3月24日(金)				
令和5年3月25日(土)	9:00	16:30	7 時間 30 分	休憩 45分
令和5年3月26日(日)				
令和5年3月27日(月)				
令和5年3月28日(火)				
令和5年3月29日(水)				
令和5年3月30日(木)	9:00	17:30	8 時間 30 分	休憩 60分
令和5年3月31日(金)				
合計			66 時間 30 分	
出勤日数			9	



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

管理責任者 (議員名)	木畑 匡		
事務所名	堺市議会議員 木畑ただし 事務所		
所在地	〒599-8236 堺市中区深井沢町3287 アシストビル1階 TEL 072 (281) 8030		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 アシストワーク株式会社)		
	他用途との兼用	☐ 私的使用	
	☒ 有 ⇒ ☐ 無	☒ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等(関係団体)	
延べ面積	40.35㎡	賃借料	月額 100,000 円 (政務活動費充当額 70,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 ㎡/延べ面積(㎡) ☒ 使用時間による 月 192 時間のうち 135 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☐ 電気代... % ☐ 水道代... % ☐ ガス代... % ☒ 固定電話代... 70% ☒ その他(事務所関係費)... 70%	
	駐車場 賃借料		月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と賃主との関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建 物 賃 貸 借 契 約 書

(事 業 用)

平成28年3月1日

アシストワーク株式会社

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 制定

会 員 業 務 用

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 アシストワーク株式会社 を甲とし、賃借人 木畑 匡 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所 在 地	大阪府堺市中区深井沢町3287番地		
住 居 表 示	大阪府堺市中区深井沢町3287番地		
家 屋 番 号	3287番	建物種類	事務所
建 物 名 称	アシストビル	住戸番号	101号
構 造	SRC造 陸屋根葺 6階建（目的物の所在階数 1階） （ ☐ 共同建 ☐ 一戸建 ☐ 長屋建 ☒ その他 テナントビル ）		
床 面 積	40.35㎡		
施 工 仕 様			
付 属 設 備	トイレ、給湯室、エアコン、照明器具		
付 属 施 設	駐車場、自転車置き場		
付記事項			

*記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始 期 および 引渡し日	2年 間とする
平成28年3月1日より	
終 期	平成30年2月28日まで

(3) 賃料、共益費

	金 額	支払い方法	振込による場合
賃 料	月額 100,000 円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 池田泉州銀行 預 金 ☒ 普通 ☐ 当座 口座番号 XXXXXXXXXX
共 益 費	月額 円		宛先名義人 株式会社 ウィン住建 フリガナ カブシキガイシャ ウィンジュウケン

(4) 保証金

保 証 金	円	解約時控除金	円
-------	---	--------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃 貸 人	住所 〒599-8236 大阪府堺市中区深井沢町 3287 番地
	氏名 アシストワーク株式会社
管 理 人	住所 〒591-8022 大阪府堺市北区金岡町 1490-5 AMS ビル 2 階
	氏名 株式会社 ウィン住建

(6) 入居者

賃 借 人	氏 名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位（代表者、所長、管理責任者、社員等）
(本人)	木畑 匡	堺市議会議員	
家族又は従業員・社員など本物件建物内入居者 (多人数の場合はその他従業員〇〇名)等記入 合計()人	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX
	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX
	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX
	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住 所			
	氏 名			年齢
	職 業		借主との関係	

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。

2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。

3. 乙は、賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日限り、翌月分の賃料および共益費として甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。

ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。

5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であって、乙に返還されないものとする。

4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。

5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめた

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。
 - (2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。
 - (3)本物件の外壁（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は、乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、
取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 2 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 2 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 ~~標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。~~
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第 20 条 本物件における電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第 3 条に定める賃料および共益費、第 4 条第 2 項の解約時控除金および第 18 条第 5 項の損害金について、消費税としてそれらの 8 % 相当額を負担するものとする。
なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1)第3条の賃料等の支払義務
 - (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1)第1条の使用目的遵守義務
 - (2)第11条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
 - (3)第12条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
 - (4)第13条（第三者同居の禁止）の遵守義務
 - (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以 上

平成 年 月 日

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

（趣旨）

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成28年3月1日

甲（賃貸人）

住所 大阪府堺市中区深井沢町3287番地

アシストワーク株式会社

氏名 代表取締役 奥 野 眞 一

(Tel. 072-276-6880)



乙（賃借人）

住所

堺市 [REDACTED]

氏名

木 畑 匡

(Tel. [REDACTED])



連帯保証人

住所

氏名

印

(Tel.)

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号

事務所所在地

商号(名称)

代表者氏名

宅地建物取引士

登録番号

氏 名

印

媒介業者

平成 年 月 日

賃貸建物《 アシストビル101号 》

賃貸人 アシストワーク株式会社 殿

賃借人 住所

氏名

堺市

木

畑

匡

(印)

鍵預かり書（念書）

このたび、賃貸建物《 アシストビル 》（101号室）を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、同建物の鍵~~3個~~（鍵No. 別紙明細）を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

解 約 通 知 書

通知年月日 年 月 日

賃 貸 人 アシストワーク株式会社 殿
 物 件 名 アシストビル (1階101号室)
 賃借人氏名 印
 TEL

賃借人 は建物賃貸借契約を解約し、
 年 月 日に明け渡すことを通知し、確実に履行することを確約致します。万
 一明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害
 は賠償致します。

※必ず、下欄の必要事項をご記入下さい。

明け渡し後連絡先	住所 TEL
預託保証金等 返戻金振込先	宛先名(フリガナ) 金融機関名 銀行 支店 口座番号 ☐ 普通 ☐ 当座 No.

キリトリセン

解約通知及び連絡先

賃貸人 住 所 大阪府堺市中区深井沢町3287番地
 氏 名 アシストワーク株式会社 TEL 072-276-6880

- (注1) この通知書は、明け渡し2ヵ月以上前に提出して下さい。
- (注2) 引越先未定の場合は、確定後で結構ですが、必ずお知らせ下さい。
- (注3) 物件内に所有物を残置されると、返還金の清算事務が遅れます。

年 月 日

増改築等承諾についてのお願い

賃貸人 アシストワーク株式会社 殿

賃借人 住所

氏名

印

このたび、貴殿から私が賃借しました下記①の建物について、増改築または造作加工等を
下記②、③の通り行いたいので、承諾願います。

記

①建 物	所 在 地	
	種類構造	
	工事箇所	
②工 事 期 間	年 月 日から 所要日数延べ 日間	
③工 事 内 容	別紙の通り（設計図添付）	

承 諾 書

上記について、承諾いたします。

（なお、

）

平成 年 月 日

賃貸人 住所 大阪府堺市中区深井沢町3287番地

氏名 アシストワーク株式会社

印

配布委託契約書

堺市議会議員 木畑 匡を甲、[REDACTED]を乙として、下記の通り
配布委託契約書を締結します。

第1条 乙は甲の要請に従い各家庭へのポスティング業務を誠実に行ってください。

第2条 甲の就業時間は午前9時から午後6時までとします。
(但し、乙の就業時間は常識の範囲内で乙に一任します)

第3条 報告の義務
乙は配布開始、終了時に電話報告を必ず行ってください。
その日の配布終了時の報告は配布した枚数を正確に報告してください。
事務所が就業時間外または休日の場合は留守電に入力してください。

第4条 支払い賃金については、次の定める通りとします。
賃金は、配布枚数に応じて支払う。但し支払いは、1月～3月分・4月～6月分・
7月～9月分・10月～12月分、3ヶ月分（両者の都合に合わせて変動可）を一
括に支払います。賃金支払日は、3ヶ月目最終配布日（事務所が就業時間外ま
たは休日の場合は、翌日。ただし両者の都合に合わせて変動可）とします。

第5条 乙はポスティングの業務を何らかの理由で辞退する場合は、現状で請け負っ
ているものについては、乙が責任を持って配布完了まで配布作業を行ってくだ
さい。それ以外は必ず1ヵ月前までに事務所に何らかの形で通達してください。

第6条 乙は甲の信用を重んじ、業務上知りえた秘密の漏洩、その他、甲の不利益とな
る行為は一切しないでください。

第7条 乙が配布物の投棄・焼却・盗難・虚偽の報告等で甲または第三者に損害を与え
た場合は、賃金の支払いは一切行いません。

平成30年10月1日

(甲) 大阪府堺市中区深井沢町 3287

堺市議会議員 木畑 匡



(乙) 大阪府堺市 [REDACTED]

[REDACTED]



配布委託契約書

堺市議会議員 木畑 匡を甲、[REDACTED]を乙として、下記の通り
配布委託契約書を締結します。

- 第1条 乙は甲の要請に従い各家庭へのポスティング業務を誠実に行ってください。
- 第2条 甲の就業時間は午前9時から午後6時までとします。
(但し、乙の就業時間は常識の範囲内で乙に一任します)
- 第3条 報告の義務
乙は配布開始、終了時に電話報告を必ず行ってください。
その日の配布終了時の報告は配布した枚数を正確に報告してください。
事務所が就業時間外または休日の場合は留守電に入力してください。
- 第4条 支払い賃金については、次の定める通りとします。
賃金は、配布枚数に応じて支払う。但し支払いは、1月～3月分・4月～6月分・
7月～9月分・10月～12月分、3ヶ月分(両者の都合に合わせて変動可)を一
括に支払います。賃金支払日は、3ヶ月目最終配布日(事務所が就業時間外ま
たは休日の場合は、翌日。ただし両者の都合に合わせて変動可)とします。
- 第5条 乙はポスティングの業務を何らかの理由で辞退する場合は、現状で請け負っ
ているものについては、乙が責任を持って配布完了まで配布作業を行ってくださ
い。それ以外は必ず1ヵ月前までに事務所に何らかの形で通達してください。
- 第6条 乙は甲の信用を重んじ、業務上知りえた秘密の漏洩、その他、甲の不利益とな
る行為は一切しないでください。
- 第7条 乙が配布物の投棄・焼却・盗難・虚偽の報告等で甲または第三者に損害を与え
た場合は、賃金の支払いは一切行いません。

平成30年10月1日

(甲) 大阪府堺市中区深井沢町 3287

堺市議会議員 木畑 匡



(乙) 大阪府堺市 [REDACTED]
[REDACTED]



自動車リース注文書

この注文書は、リース契約の成立を目的とし、リース料金の支払、車両の返却、およびその他の事項について記載してあります。借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読みいただき、ご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。
個人情報の取扱いにつきましては裏面の【個人情報の取扱い】に記載しております。
4枚目「公正証書作成に係る委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。
自動車リースには、クーリングオフの適用はありませんので、ご注意ください。

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

堺市

本村 匡

連帯保証人(住所・氏名・職業)

貸渡人(乙)(所在地・電話番号・名称・代表者)

大阪市福島区福島五丁目17番2号

大阪トヨタ商事株式会社

代表取締役 湯浅 勝久

連帯保証人(住所・氏名・職業)

裏面記載の特約事項に基づき、下記の通り注文いたします。

リース方式		ファイナンス契約	オペレーティングL		契約 No.		
借受人 捺印 貸渡人 連帯保証人	(1) 車名	ワゴンH VV クレイト 1.8L 2WD CVT			特別仕様 ナビ・オーディオ 革シート・エア コンディショナ ETC2.0 ETCセットアップ マフラー・バック ガード		
	(型式)	DAA-ZWR80G-BPXGB					
	車台番号	[]					
	登録番号	[]					
	使用の本拠地	大阪府堺市 []					
(2) リース期間	令和 6 年 5 月 22 日 から 令和 6 年 5 月 21 日 60 カ月			(5) 前払金			
リース料	毎月	50,928 円 (総額 3,055,680 円)	(6) 保証金				
消費税 (8.0%)	毎月	4,074 円 (総額 244,440 円)	(7) 支払方法				
(3) 支払月額	毎月	55,000 円 (総額 3,300,000 円)	1. 約束手形 2. 銀行振替 3. 銀行振込 4. (TFC)				
(4) 支払期日	第 1 回	令和 6 年 7 月 17 日 支払	銀行				
	第 2 回	令和 6 年 7 月 17 日 支払	銀行				
	第 3 回	令和 6 年 7 月 17 日 支払	銀行				
	第 60 回	令和 6 年 9 月 17 日 支払	銀行				
(8) リース料に含まれる項目	○ 登録納車費用	×	事故修理 (車両保険付保時)	(9) 保険会社	東京海上日動火災		
	○ 自動車取得税	×	オイル交換		保険種別	1. SAP 2. PAP 3. ()	
	○ 自動車重量税	×	バッテリー交換		フリート区分	1. フリート 2. ノンフリート	
	○ 自動車賠償責任保険	×	巡回サービス		1 回/ ヶ月	年令制限	1. 21歳未満 2. 26歳未満 3. 全年令担保
	○ 自動車税	×	タイヤ		本まで	割引率	%
	○ 道路関連サービス	×	イヤ		本まで	対人	百万円
	○ 任意保険	×	交換		本まで	対物	百万円、免責 万円
	○ 車検 (定期点検整備及び継続検査)	×	代車の提供 ()		搭乗者	1 名 百万円、1 事故 百万円	
	○ 法定定期点検整備	×			車 間	1 年目 万円、2 年目 万円	
	○ 一般修理	×			3 年目 万円、4 年目 万円		
				5 年目 万円			
(10) 引渡予定日	令和 6 年 5 月 25 日			(16) 自動車保険は、貴社にて大阪トヨタ商事株式会			
引渡場所	堺市中区 湊町 3287			特 車 両 被 保 険 者 と し て 御 加 入 の う え、 証 券 の コ			
(11) 担当ショップ				ピー を 当 社 に 御 提 出 願 い ます。			
(12) 契約走行距離	1,500 km/月	(13) 超過走行料	5 円/km	約 事 項			
(14) 残価の精算	* 1 * する * 予定残存額 * * * 円 2. し ない						
(15) 規定損害金	基本額	3,855,580 円					
	減額月額	50,928 円					

(注) 消費税額には地方消費税を含みます。

担当者 []

お 支 払 金 一 覧 表			
ご契約番号	[REDACTED]		
ご契約者名	木畑 匡		
ご契約日	2019年05月22日	車両登録番号	[REDACTED]
ご利用商品名	トヨタクレジット（リース保証）		
お取扱販売店	大阪トヨタ商事株式会社		

(ページ 1 / 1)

(ページ 1 / 1)

No.	お支払年月日		お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
	年	月 日		
1	2019	07 17	165,000	3,191,045
2	2019	08 17	55,000	3,136,045
3	2019	09 17	55,000	3,081,045
4	2019	10 17	56,019	3,025,026
5	2019	11 17	56,019	2,969,007
6	2019	12 17	56,019	2,912,988
7	2020	01 17	56,019	2,856,969
8	2020	02 17	56,019	2,800,950
9	2020	03 17	56,019	2,744,931
10	2020	04 17	56,019	2,688,912
11	2020	05 17	56,019	2,632,893
12	2020	06 17	56,019	2,576,874
13	2020	07 17	56,019	2,520,855
14	2020	08 17	56,019	2,464,836
15	2020	09 17	56,019	2,408,817
16	2020	10 17	56,019	2,352,798
17	2020	11 17	56,019	2,296,779
18	2020	12 17	56,019	2,240,760
19	2021	01 17	56,019	2,184,741
20	2021	02 17	56,019	2,128,722
21	2021	03 17	56,019	2,072,703
22	2021	04 17	56,019	2,016,684
23	2021	05 17	56,019	1,960,665
24	2021	06 17	56,019	1,904,646
25	2021	07 17	56,019	1,848,627
26	2021	08 17	56,019	1,792,608
27	2021	09 17	56,019	1,736,589
28	2021	10 17	56,019	1,680,570
29	2021	11 17	56,019	1,624,551
30	2021	12 17	56,019	1,568,532

* 金融機関が休業日の場合は、翌営業日にご指定口座よりお引落いたします。

発行日 20年09月15日
案件番号

お支払総額	3,356,045 円	
お支払期間	2019年07月17日 ~ 2024年04月17日	
ご指定金融機関	三井住友銀行	
支店名	阿倍野支店	
口座種別	普通預金	預金口座番号

No.	お支払年月日		お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
	年	月 日		
31	2022	01 17	56,019	1,512,513
32	2022	02 17	56,019	1,456,494
33	2022	03 17	56,019	1,400,475
34	2022	04 17	56,019	1,344,456
35	2022	05 17	56,019	1,288,437
36	2022	06 17	56,019	1,232,418
37	2022	07 17	56,019	1,176,399
38	2022	08 17	56,019	1,120,380
39	2022	09 17	56,019	1,064,361
40	2022	10 17	56,019	1,008,342
41	2022	11 17	56,019	952,323
42	2022	12 17	56,019	896,304
43	2023	01 17	56,019	840,285
44	2023	02 17	56,019	784,266
45	2023	03 17	56,019	728,247
46	2023	04 17	56,019	672,228
47	2023	05 17	56,019	616,209
48	2023	06 17	56,019	560,190
49	2023	07 17	56,019	504,171
50	2023	08 17	56,019	448,152
51	2023	09 17	56,019	392,133
52	2023	10 17	56,019	336,114
53	2023	11 17	56,019	280,095
54	2023	12 17	56,019	224,076
55	2024	01 17	56,019	168,057
56	2024	02 17	56,019	112,038
57	2024	03 17	56,019	56,019
58	2024	04 17	56,019	0

お問い合わせ先	トヨタファイナンス インフォメーションデスク 東京 03-5617-2511 名古屋 052-239-2511 受付時間 9:00~17:30 年中無休 (年末年始除く) ※契約者ご本人様 (含連帯保証人様) よりお問い合わせください。
---------	--



コース紹介・申し込み

新生活応援 /

春トク

デジタルコースが
2カ月間無料!

キャンペーン期間延長 2020年5月19日(火)まで

シンプルコース

デジタル版の有料記事が月300本まで読めるコース

月額 980円(税込み)

お申し込みはこちら
1カ月間無料

デジタルコース

デジタル版のサービスがすべて使えるコース

月額 3,800円(税込み)

お申し込みはこちら
2カ月間無料 /
今なら2カ月間無料! 5月19日まで

お得な長期契約
学生限定のお得な就活割や、マイルやポイントがもらえるコースです。

ポイント・マイルコース

就活割コース

ダブルコース

新聞宅配をご契約の方向けのデジタル版のコース

新聞購読料金+
月額 1,000円(税込み)

お申し込みはこちら
1カ月間無料

新聞宅配

ご自宅などに配達される紙の新聞

朝刊・夕刊セットの地域
月額 4,037円(税込み)

朝刊のみの地域
月額 3,093円(税込み)

宅配申し込み

試験申し込み(無料)

7日分の紙面を無料でお届けします。

有料記事閲覧(月300本)

速報メール

ニュースレター

専用アプリ利用可

新コースが誕生しました

APコース

朝日新聞デジタル
(3カ月契約)更新毎にAmazonプライムを3
カ月利用できる「Amazonプライムギフト
コード」を進呈するコースです。

詳しくはこちら

有料記事閲覧(無制限)

速報メール

お得な長期契約
OCNの会員向け提携割引コースです。

詳しくはこちら

提携新聞ダブルコース

詳しくはこちら

有料記事閲覧(無制限)

速報メール

ニュースレター

発行地域について

朝日新聞には発行地域によって朝・夕刊セット地域と朝刊のみの地域があります。朝・夕刊セット地域では朝刊と夕刊をセットでお届けし、朝刊のみの地域では朝刊のみをお届けしています。朝・夕刊セット地域は下記の通りとなります。

朝・夕刊セット地域
北海道(上川総合振興局・空知総合振興局・石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局)・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・山口県・福岡県・沖縄県

上記以外の地域では「朝刊のみの地域」となります。(上記地区でも朝・夕刊セット地域と朝刊のみの地域が混在す

最適なソリューションを見つけください

家庭向け

一般法人向け

Office 365 は Microsoft 365 になりました。新しい名前、さらに多くのメリット、同じ価格。

おすすめ: 1 TB の
OneDrive クラウド ストレージ付き

Microsoft 365
を知る

家庭向け
Microsoft 365 と
は?

Office Home &
Business 2019 をお
探しですか?

Office 2019 搭載
Windows PC

学生と教職員向け
の Microsoft 365

Microsoft 365 for
Mac

Office 製品一覧

サブスクリプションを
更新

Microsoft アカウント
が必要です。

ご利用可能なお
支払方法

**Microsoft
365
Personal**
(旧称 Office 365
Solo)

**Office
Home &
Business
2019**

**Office
Personal
2019**

¥12,984 ¥38,284 ¥32,784
/年

今すぐ購入

今すぐ購入

今すぐ購入

または 1 か月あ
たり ¥1,284 で購
入

1 回限りの購入

1 回限りの購入

1 か月間無
料で試す >

常に最新機能が追加される生産性向上アプリ、1 TB のクラウドストレージ、高度なセキュリティが含まれている個人向けの便利なサブスクリプション版 (月間または年間契約)。同一ユーザーが使用するすべてのデバイスで利用可能。

家庭とビジネスの両方で使用する方に最適。同一ユーザーが使用する 2 台の Windows PC または Mac で永続版の Office アプリを使用可能。

基本的なアプリを家庭で使用する方に最適。同一ユーザーが使用する 2 台の Windows PC で永続版の Office アプリを使用可能。

詳細情報

詳細情報

詳細情報

重要なお知らせです。内容を良くお読み下さい。

重要事項説明書

当社控え（個人用）

事業者の名称

株式会社アクアクララ HOD
〒530-0067 大阪府大阪市北区曽根崎 2-5-10 梅田パシフィックビルディング 8F
TEL : 0120-332-880 FAX : 0120-332-018
代表者：赤津 裕次郎
責任者： 0120-332-880
メールアドレス：info@achod.jp

受付担当者

担当名：

受付年月日

年 月 日

取扱商品名・数量

アクアアドバンス (Lのみ)	1台	
アクアベルト (Lのみ)	1台	
アクアクレール (L・S)	1台	
アクアスリム (Lのみ)	1台	
アクアクララウォーターボトル レギュラー (12%)		最小注文単位 2 本以上
アクアクララウォーターボトル スリム (8%)		最小注文単位 4 本以上

販売価格

商 品	販 売 価 格	備 考
ウォーター・サーバー	原則、販売は行いません	
アクアベルト (レンタル)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアアドバンス (同上)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアトラスト (同上)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアクレール (同上)	月額 1,000 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアスリム (同上)	月額 1,000 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアクララボトル (12%)	1 本 1,200 円 (宅配・税抜き)	注文の最小単位は 2 本以上になります
アクアクララボトル (8%)	1 本 1,000 円 (宅配・税抜き)	注文の最小単位は 4 本以上になります

支払方法

クレジット

支払時期

毎月末日 翌月払い (支払期日はクレジット会社とお客様との契約によって異なります)

納品日・納品方法

別紙交付の「アクアクララのご案内」にて詳細を記載しておりますのでご確認ください。

商品に不具合があった場合

商品に不具合があった場合：0120-332-880 までご連絡下さい。

契約申込の取り消し・契約の解除に関する事項

ご入会 6 ヶ月以内に退会をする場合、解約手数料 3,000 円 (税抜き) をお支払いいただきます。
電話 (FAX 可) にてお申込下さい。引取り日等につきましては改めてご連絡させていただきます。
会員が月の途中で本会を退会した場合であっても、当月分のサーバーレンタル料全額をお支払いいただきます。
会員がメンテナンス実施前に本会を退会された場合でも、メンテナンス料金を返金いたしません。
会員が機械を返却される際は現状でのご精算をお願いします。

本日、アクアクララへの会員申込みにつきましては本誌面である重要事項の説明を受け、別紙アクアクララのご案内・会員規約を受け取りました。
内容を確認しましたので会員への申込みをおこないます。

申込者名

木 畑 匡





お電話
お申込み
メニュー

アクアクララ株式会社 お客様センター
TEL: 0120-331-626 (フリーダイヤル)
営業時間 平日9:00~17:30

IMPORTANT 重要なお知らせ

TOP > 重要なお知らせ > アクアクララウォーターボトル価格改定のお知らせ (2020年12月1日)

重要なお知らせ 2021.01.01

アクアクララウォーターボトル価格改定のお知らせ (2020年12月1日)

いつもアクアクララをご愛飲いただき誠にありがとうございます。

アクアクララではこれまで、原材料費、物流費、人件費等の上昇が続く中でもコスト削減に取り組み、アクアクララ設立時より商品・サービスの価格維持に努めてまいりました。

しかしながら自動努力だけでは従来の価格を維持することができない状況となったため、下記の通り「アクアクララ ウォーターボトル」の価格を、2021年2月1日(月)お届け分より改定させていただきます。

お客様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、今後もより一層の品質・サービスレベルの向上に取り組み、更なるご満足いただけるよう誠心誠意努めてまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 改定内容

商品名	ウォーターボトル価格 (税抜)		7Lレギュラーボトル価格	
	現行価格	改定価格	現行価格	改定価格
通常プラン	1,200円/月	1,400円/月	900円/本	1,100円/本
2年割プラン		1,300円/月		1,000円/本

■ 価格改定実施日

2021年2月1日(月)以降のお届け分より

メニュー

資料請求

お申込み

メニュー

資料請求

お申込み

資料請求



商品のご購入者に関する個人情報取扱いに関する同意書

ご記入頂く個人情報は、株式会社アクアクララHOD（以下、「当社」といいます。）の「個人情報保護マネジメントシステム」に基づいて管理します。以下の内容を確認の上、同意をお願いいたします。

1. 事業者の氏名又は名称

株式会社アクアクララHOD

2. 個人情報保護管理者と連絡先

営業部長 電話：0120-332-880

3. 個人情報の利用目的

ご記入頂く個人情報は、商品の受付、配送、連絡、保守サービス、商品・サービスの案内（ダイレクトメールや電子メール）、キャンペーンの案内、ポイントサービスのために利用致します。

4. 個人情報の第三者提供について

ご記入頂く個人情報は、顧客販売管理システムの利用のため、アクアクララ㈱（親会社）に提供します。

提供する目的は、納品書など処理するために、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等をシステムへ入力します。尚、親会社とは、個人情報の取扱いに関する契約も締結済みです。

5. 個人情報の取扱いの委託について

当社は、サーバの保守を行うため保守会社に、納品を行うため運送会社に商品のご購入者の個人情報を委託します。尚、委託先とは個人情報保護に関する秘密保持契約の締結、確認を実施しております。

6. 開示対象個人情報の開示等

当社にご提供頂いた個人情報に関して、開示対象の個人情報の開示請求や開示の結果、誤りがあった場合の訂正、追加、削除、利用又は提供の拒否は、営業部長まで連絡願います。

7. 個人情報を提供するにあたっての注意事項

当社への個人情報の提供については任意ですが、記入漏れや不備があった場合は、商品が届かない場合や、ポイントサービスが利用できない場合がございます。

8. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

申込書以外で個人情報を取得することは一切ございません。

9. SMSサービスについて

お客様に登録いただいた携帯電話へ発信専用番号からSMS（ショートメールサービス）で案内を差し上げる場合がございます。

個人情報の取扱いに関して上記の内容に同意します。

(西暦) 2015 年 6 月 24 日

氏名 木村 匠

以上



アクアクララ会員入会申込書(個人様用)

会員No. [REDACTED]

会員No.

アクアクララ会員入会申込書(法人様用)



■会員規約を了承の上、下記のとおり申し込みます。

氏名※		(フリガナ) キバタ タツシ	性別	☒ 男性 ☐ 女性	お申込日: 20 年 月 日
住所※		(フリガナ) 千葉県 [REDACTED]			
TEL※		(072) 281-8030	FAX ()		
携帯電話		() - -	E-Mail		
お支払方法※		☒ クレジットカード			
請求書送付先 (上記と異なる場合のみご記入)		請求先名 (フリガナ)	住所 (フリガナ)	TEL () - -	FAX () - -
お勤め先 (学校名)※		お勤め先 (フリガナ)	住所 (フリガナ)	TEL () - -	FAX () - -

- 本枠内の項目についてご記入ください。
- 支払方法は、選択項目の口にてチェックしてください。
- ※印については必ずご記入願います。
- 個人のお客様で連絡先に連絡不可の場合はお勤め先(学校)へ連絡する場合がございます

●申込書受付日: 年 月 日

特記事項: サーバー機種: L・S・

Serial No.

①ホトル: ②ホトルM: ③サーバー: ④サーバーM: ⑤その他
販売店 (FC-Code)

販売担当印:

※裏面の会員規約をよくお読みの上 お手続きをお願いいたします。なお会員規約は同じものがカスタマーファイルにもございます

■会員規約を了承の上、下記のとおり申し込みます。

名称※		(フリガナ)	お申込日: 20 年 月 日
住所※		(フリガナ) 〒 [REDACTED]	ご担当者様 (印) ()
部署・所属			
TEL※ () - -		内線 () -	
FAX			
E-Mail			
お支払方法※		振込日: 翌月 日 振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。 ☐ クレジットカード ☐ 口座振替 (別途、所定の用紙へのご記入をお願いします)	
請求書送付先 (上記と異なる場合のみご記入ください)		請求先名 (フリガナ)	担当者
		部署名 (フリガナ)	
		住所 (フリガナ)	
TEL () - -		FAX () - -	

通信欄:

配達開始日: 20 年 月 日
ホトル本数: 本

株式会社アクアクララHOD

大塚市北区菅沼2-5-10 梅田パシフィックビルディング8階
TEL: 0120-332-880 FAX: 0120-332-018

157.25

プランを選択

ニーズに選んだソリューションを見つけてください。

37%を節約

毎月の請求 毎年の請求

三

プランを比較 全部

期間 日本円 ¥

17%を節約

毎月の請求 毎年の請求

プランを比較 全部

日本円 ¥

Zoom ミーティング

Zoom ミーティング Zoom Phone Zoom Events & ウェビナー Zoom Rooms Zoom United

Zoom Phone および Zoom エナイッチドプランが日本でもご利用いただけるようになりました。

基本

パーソナル ミーティング

無料

サインアップ (signup)

- 100人の参加者までホスト可能
- 最大40分のグループ ミーティング

- 1対1 ミーティング無制限 (1時間のミーティングにつき30分の同時参加者あり)

グループおよびグループチャット

- 3つのフル機能の Zoom Whiteboard、ホワイトボードを追加すると、それまでのホワイトボードが読み取り専用になります

*必ずに接続です。クレジットカード不

プロ

小さいチームに適しています

¥2,000 /月/ライセンス

今すぐ購入 /buy? plan=pro&period=monthly&from=pro

無料版のすべての機能に加えて、以下が提供されます:

- 参加者最大100名をホスト
- 大規模 ミーティング アドオンで最大1,000名の参加者へ参加
- グループ ミーティング無制限
- SMS トリミング
- 1GB分のクラウド録画 (ライセンスごと)
- 無制限、フル機能の Zoom Whiteboards

*アカウントごとにライセンス最大値まで購入可能

ビジネス

中小企業

¥2,700 /月/ライセンス

今すぐ購入 /buy? plan=biz&period=monthly&from=biz

プロのすべての機能に加えて、以下が提供されます:

- 参加者最大300名をホスト
- 大規模 ミーティング アドオンで最大1,000名の参加者へ参加
- シンクロナイゼーション (SSO)
- クラウド録画 トランスクリプト
- 管理対象ドメイン
- 会社のブランディング
- 最大99ライセンス

*¥27,000/月でのライセンスから開始

フルプラン比較 +

オプションのアドオンプラン

*アドオンプランを購入するには、有料ライセンスユーザーが1つ以上必要です。

オーディオカンファレンス

毎月 ¥10,000から

オーディオカンファレンスの料金は、¥10,000/月からで、国ごとの通話料金は (https://zoom.us/zoomconference/rates) に基づいて算出されます。通話料が ¥10,000/月を超えた場合は、リストアップした料金 (link) に基づいて超過料金が請求されます。

- すべての有料プランに市内通話が含まれています。オーディオプランでは、特別な国向けのコールアウト、国際フリーダイヤル、ローカルダイヤルインをご利用いただけます
- デバイスからのダイヤルインによる参加は無料
- 1つまたは複数の線を追加してフリーダイヤルで簡単にコールイン

今すぐ購入 /buy?plan=pro&period=monthly&from=audio&addon_period=monthly

(https://explore.zoom.us/jp-audio/plan.html)

詳細

クラウドストレージ

毎月 ¥5,400から

- Zoom クラウドでビデオ録画を保存、ストリーム、ダウンロード
- MP4またはM4Aのファイルフォーマットに対応
- 最大3TB/月を含むストレージオプション

今すぐ購入 /buy?plan=pro&period=monthly&from=storage&addon_period=monthly

プレミアムデベロッパーサポート

リスクを最小限に抑え、ダウンタイムを減らすための専用のサポートパッケージ

- 段階的な計画によって、優先的な技術リソースとデベロッパーの作業時間の確保
- 業界のトラバリング、保証済みの目標回線時間内に問題に関する問題を解決
- Zoom のセキュアなデベロッパーサポート ポータルを介して、未解決のサポートケースを迅速にやり取りし、問題に管理
- アプリ マーケットプレイスへの投稿やリリースのサポートなど、デベロッパー 管理のニーズに専門家が対応

詳細 (https://zoom.us/docs/en-us/developer-support-plans.html)

大規模なミーティング

毎月 ¥6,700から

- ✓ ミーティングプランの参加者を増加
- ✓ ミーディングにつき、最大500名または1,000名のインタラクティブな参加者
- ✓ 毎月および毎年の四半オプシオンが選択可能

今すぐ購入 (/buy?plan=pro&period=monthly&from=large500&addon_period=monthly)

プレミアサポート

リスクを最小限に抑え、ダウンタイムを削減するための追加サポートパッケージ

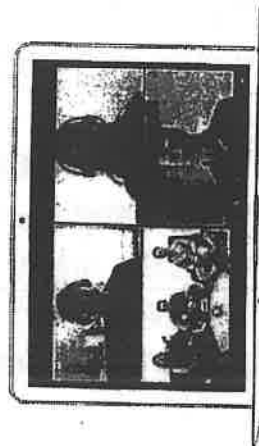
- ✓ ダウンタイムを最小限に抑え、優先的な対応でサポート問題を迅速に解決
- ✓ サポートエンジニアと直接連絡を取り、電話、チャット、または電子メールで問題を診断
- ✓ プレミアブラスでは、問題解決と自動エスカレーションを確実に行うため、テクニカルアカウントマネージャを任命する

詳細 (/support-plans)

これまで、Zoomの使い方がわからな
いと悩んでいた人がいないんで
す。アカウントを取得したら、自然に
使いこなせるようです。私の仕事は、
ダッシュボードで使用量が増えるのを
確認するだけです。

NASDAQのコンピュータを動かすグレート・マーケット

購のストーリーを解説
(<https://explore.zoom.us/j/jp-customer/all.html>)



問題ある方へ

ライセンスユーザーと参加者とは？

ミーティングに参加できるのは何人ですか？

- 1つのミーティングライセンスを使用できるのは何人ですか？

ベーシックプランとプロプランはどう違うのですか？

Zoom Roomsとミーティングの違いは何でしょうか？

オーディオプランとZoom Phoneの違いは何でしょうか？

どの支払い方法を利用できますか？

四半期ごとの支払いまたは1年以上の前払いをすることはできませんか？

市上税または消費税は請求されますか？

登録サービスはどのように機能しますか？をキャンセルできますか？

Zoom W-9はどこで入手できますか？

oomのサーブス規約はどこで確認できますか？

oomは製品のセキュリティをどのように維持しているのでしょうか？

国名	ウェブページ	電話番号	住所	電報
アフガニスタン	http://afghanistan.af			
アルゼンチン	http://argentina.ar			
オーストラリア	http://australia.au			
オーストリア	http://austria.at			
バングラデシュ	http://bangladesh.bd			
ベルギー	http://belgium.be			
ブラジル	http://brazil.br			
カナダ	http://canada.ca			
中国	http://china.cn			
コロンビア	http://colombia.co			
デンマーク	http://denmark.dk			
ドイツ	http://germany.de			
エジプト	http://egypt.eg			
フィンランド	http://finland.fi			
フランス	http://france.fr			
ギリシャ	http://greece.gr			
インド	http://india.in			
インドネシア	http://indonesia.id			
イタリア	http://italy.it			
日本	http://japan.jp			
韓国	http://korea.kr			
ラオス	http://laos.la			
リトアニア	http://lithuania.lt			
ルクセンブルグ	http://luxembourg.lu			
マレーシア	http://malaysia.my			
メキシコ	http://mexico.mx			
モロッコ	http://morocco.ma			
ネパール	http://nepal.np			
オランダ	http://netherlands.nl			
ニュージーランド	http://newzealand.nz			
ノルウェー	http://norway.no			
パキスタン	http://pakistan.pk			
ペルー	http://peru.pe			
ポランド	http://poland.pl			
ポルトガル	http://portugal.pt			
ロシア	http://russia.ru			
サウジアラビア	http://saudi.sa			
スペイン	http://spain.es			
スウェーデン	http://sweden.se			
スイス	http://switzerland.ch			
シンガポール	http://singapore.sg			
スロバキア	http://slovakia.sk			
スロベニア	http://slovenia.si			
韓国	http://southkorea.kr			
タイ	http://thailand.th			
トルコ	http://turkey.tr			
ウクライナ	http://ukraine.ua			
英国	http://uk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://usa.us			
ベトナム	http://vietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	http://westjapan.jp			
韓国	http://westkorea.kr			
タイ	http://westthailand.th			
トルコ	http://westturkey.tr			
ウクライナ	http://westukraine.ua			
英国	http://westuk.co.uk			
アメリカ合衆国	http://westusa.us			
ベトナム	http://westvietnam.vn			
ドイツ	http://westgermany.de			
オーストラリア	http://westaustralia.au			
フランス	http://westfrance.fr			
イタリア	http://westitaly.it			
日本	<			

DocuCentre2263 貸し出し契約書

(目的及び物件)

第1条 大阪府東大阪市長田中3-4-27 丸楽紙業株式会社（以下「乙」という）は、堺市中区深井沢町3287-1F 木畑ただし事務所（以下「甲」という）が指定する、丸楽紙業株式会社（以下「売主」という）から、下記の複合機1台（以下「貸し出し物件」という）を購入して、甲に貸し出しします。

記

- 1 製造者 富士ゼロックス株式会社
- 2 型式 DocuCentre-VI C2263PFS
- 3 2017年製
- 4 特記事項（カラー複合機 コピー、FAX、プリンター、スキャナー）

(期間及び更新)

第2条 乙が甲に物件を貸与する期間（以下「貸し出し期間」という）は、甲が売主から物件の引渡を受けた日から5年間とします。

- 2 本契約の貸し出し期間内は、解約できません。
- 3 本契約は、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が異議を述べないときは、1年間、自動的に更新されるものとします。
- 4 契約期間の満了後も、甲が乙に物件の返還を完了するまで、本契約は継続するものとします。

(物件の引渡及び検査)

第3条 甲は、売主から引渡を受けた後、直ちに引渡を受けた物の性状を検査するものとします。

- 2 前項の検査の結果、何らかの問題があった場合（第1条に定める物件と異なる仕様の物品が納入された場合を含みます）、甲は直ちに売主に通知し、かつ、引渡を受けてから1週間以内に、書面をもって乙に通知するものとします。この場合、甲は、売主のために善良なる注意者の管理義務をもって引渡された物を保管するものとします。

- 3 前項の通知がない場合、物件は、完全な状態で引渡されたものとみなされます。

(物件の瑕疵)

第4条 売主による物件の引渡が遅延し、又は物件に前条第1項に定める検査によって発見されなかった瑕疵があった場合でも、乙は、その責任を負いません。

- 2 前項の場合、補修、引換え又は損害賠償等の問題は、甲が売主との間で解決することとし、乙は必要に応じて解決に協力するものとします。
- 3 第1項の場合、本契約は影響を受けません。

(物件の使用及び保管)

第5条 甲は、物件を堺市中区深井沢町3287-1F 木畑ただし事務所で使用することとし、乙の書面による同意がない限り、移動してはならないものとします。

2 物件が完全な状態で引渡された場合、甲は、乙のために善良なる注意者の管理義務をもって物件を保管し、使用及び保管に関する製造者及び売主の指示を守り、法令を遵守するものとします。

3 乙は、いつでも物件の保管及び使用の状況を検査でき、甲は、検査に協力しなければならないものとします。

4 物件の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、甲が損害を賠償することとします。

(公租公課)

第6条 物件に関する公租公課は、甲の負担とします。

(所有権の表示)

第7条 乙は、貸し出し物件に、乙の所有する貸し出し物件である旨を表示することができるものとします。

(使用目的)

第8条 甲は、貸し出し物件を、木畑ただし事務所業務の目的にのみ使用し、その他の目的のために用いないこととします。

(貸し出し料)

第9条 甲は、乙に対し、月額金20,000.円(消費税別)の貸し出し料を乙の指定する方法により送金して支払います、なお支払いにかかる手数料は甲が負担する。

(前払い貸し出し料)

第10条 甲は、乙に対し、前払貸し出し料20,000.円(消費税別)を支払うものとします。

2 前項に定める前払貸し出し料は、無利息とします。

3 残貸し出し料の合計が前払貸し出し料の金額以下となった場合、前払貸し出し料は、次回貸し出し料の支払期日から最終支払期日まで、各支払期日が到来したときに、当該貸し出し料に自動的に充当します。

4 前項の場合を除き、甲は、前払貸し出し料をもって乙に対する債務を免れることはできません。

5 乙は、甲に対するすべての金銭債権について、前払貸し出し料を充当することができるものとします。

(善管注意義務)

第11条 乙は、貸し出し物件を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、貸し出し物件を毀損し、又は価値を減少させることのないよう努めなければなりません。

(譲渡・転貸等の禁止)

第12条 甲が、貸し出し物件を第三者に譲渡し、又は転貸したり使用させることはできないものとします。

- 2 甲は、本貸し出し契約上の権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

(貸し出し物件の滅失・毀損)

第13条 甲は、貸し出し物件の引渡後、返還までの間に、貸し出し物件が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失（修理が不能又は著しく困難な場合を含みます）又は毀損した場合も、本契約上の債務を履行するものとします。ただし、貸し出し物件の滅失又は毀損が乙の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合、甲は、第2条第2項の規定にかかわらず、貸し出し料残額を現金で支払って本契約を終了させることができます。

(修理費等)

第15条 貸し出し物件の修理や改良は、甲が自らの費用で行うものとします。

- 2 甲が、貸し出し物件を改良するなど現状を変更するには、乙の書面による事前の同意を要するものとします。

(期限の利益喪失)

第16条 甲は、次の各号の場合、何らの通知催告がなくても期限の利益を失い、残貸し出し料全額を直ちに乙に支払うものとします。

- ① 本契約に基づく債務の履行を1回でも怠ったとき
- ② 支払いを停止し、又は手形交換所の不渡処分を受けたとき
- ③ 甲の債権者によって、差押、仮差押、仮処分など強制執行又は保全手続の申立てがなされたとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生若しくは会社整理の申立てがなされたとき
- ⑤ 営業を休廃止し、又は解散の決議がなされたとき
- ⑥ その他甲の信用が著しく悪化したとき

(無催告解除)

第17条 甲に本契約に基づく債務の不履行があった場合、乙は、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとします。

(損害賠償額の予定)

第18条 前条の規定により乙が本貸し出し契約を解除した場合は、残貸し出し料相当額を損害賠償額とします。

- 2 乙が返還された貸し出し物件を売却した場合は、売却代金から売却費用を控除した金額を前項の損害賠償額から控除します。

(遅延損害金)

第19条 甲が本契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、年14.5%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

(貸し出し物件の返還)

第20条 貸し出し期間が満了し、又は本貸し出し契約が解除された場合、乙は、貸し出し物件を自ら引上げ、又は甲に対して引渡を求めることができるものとします。

(第三者による強制執行)

第21条 甲は、第三者が貸し出し物件に対して差押え又は仮差押え等の執行をしようとする場合、その他第三者が貸し出し物件に対する権利を主張する場合、本契約書を示すなどして貸し出し物件の所有権が乙にあることを説明しなければならず、その場合は直ちに乙に通知するものとします。

- 2 貸し出し物件に対して甲の債権者等が強制執行手続をとった場合、前項の説明の有無にかかわらず、乙は、甲に対し、執行の取消のために要する費用を請求することができるものとします。

(必要費・有益費の償還)

第22条 甲は、乙に対し、貸し出し物件の必要費及び有益費の償還を請求できないものとします。

(通知・説明義務)

第23条 甲は、住所、氏名、商号、本店所在地又は代表者等、重要事項に変更があった場合は、直ちに書面により乙に通知するものとします。

- 2 前項の通知がなく、乙からの通知等が到着せず、又は遅れて到着した場合は、通常到着すべき時期に到着したものとみなします。
- 3 甲は、乙の要請があった場合は、その事業の状況を説明し、関係書類の写しを交付するものとします。

(連帯保証人)

第24条 木畑 匡（以下丙という）は、本貸し出し契約に基づく甲の乙に対する一切の債務について、甲と連帯して保証します。

- 2 本契約書に定める条項は、その性質上準用できないものを除き、丙にも準用されます。

(公正証書)

第25条 甲及び丙は、乙の要請があったときは、甲の費用で、強制執行認諾条項付きの公正証書を作成することに応じなければならないものとします。

(合意管轄裁判所)

第26条 乙の本社又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を本貸し出し契約及び連帯保証契約の合意管轄裁判所とします。

上記契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

平成30年6月2日

貸主(乙) 大阪府東大阪市長田中 3-4-27
丸楽紙業株式会社

代表取締役

丸山 芳太郎



借主(甲) 堺市中区深井沢町 3287-1F
木畑ただし事務所

代表

木

畑

印



連帯保証人(丙) 住所 堺市

[Redacted address]

木

畑

印

